

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（竹内清二君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番、1つ、公民館廃止に伴う地区集会場建築補助事業について。2つ、図書館の移転・建設について。3つ、下田市社会福祉協議会と下田市振興公社について。4つ、下田市社会福祉協議会が行っているデイサービスについて。

以上4件について、9番、伊藤英雄君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） おはようございます。

9番、政和会の伊藤です。

議長の許可を得て一般質問を始めます。

最初に、公民館廃止に伴う地区集会場建築補助事業について。

公民館を廃止し、代替施設として地区集会場の建築を進めています。地区集会場の建築補助金の補助率と補助限度額の見直しについて、これまでも見直しを要望しておりますが、一向に見直されておりません。公民館の建設については、地区ごとのさまざまな歴史があり、一様に行政が建設してきたものではありません。例えば中公民館については、地元が建設のために3,000万円もの寄附を行っており、土地の一部についても寄附をしております。他地区の公民館建設でも同様に寄附を受けていたのでしょうか。恐らく全ての公民館建設において3,000万円と土地の提供を受けるということはなかったと思われま

す。公民館廃止に伴って行われる集会場の建設は、こうした歴史的経緯や地区の実情を考慮すべきだと考えます。公民館廃止についても建設時において寄附を受けていた地区の了解もとらず、一方的に廃止を決めるのも誠実な対応とは思えません。

浸水地域から浸水地域外への消防施設の移転に国の補助金が出ることから、そうした地域では地区集会場と消防施設を一体として地区集会場の建築負担は軽くなっております。国の

補助を受けられない浸水地域での集会場建築においても何らかの配慮は必要であろうと思います。そうした視点から地区集会場建築補助の補助率と補助限度額の見直しが必要と思われるのですが、いかがでしょうか。

図書館の移転・建設について。

今年の3月定例議会で図書館の移転・建設を求めましたが、市の答弁は、計画はないというものでした。そこで、お尋ねしますが、なぜ図書館の建設を計画しないのでしょうか。

石井元市長時代には庁舎と一緒に建設する計画でしたが、楠山前市長時代に白紙に戻り、福井市長も図書館の建設に後ろ向きになっております。残念ながら福井市長も文化への造詣は薄いのでしょうか。

下田図書館は昭和51年に建設され、現在41年が経過しております。3月定例議会において、駐車場が狭く車での来館が困難であること、蔵書のスペースがなく適切な蔵書管理ができていないこと、親子で読書に親しむスペースや学生が勉強するスペースなども十分ではありません。下田市民の中には、河津町の図書館のほうが使い勝手がよいということで河津の図書館に行っている人もいます。下田市はこの事態を恥とすべきではないでしょうか。

下田市社会福祉協議会と下田市振興公社について。

社会福祉協議会について質問します。

最初に、下田市職員と社会福祉協議会の職員の平均年齢と平均給与がどのようになっているのかお尋ねします。

次に、社会福祉協議会から来年度予算に対する要望書が出ており、私が質問しようとしたことはこの要望書に集約されておりますので、大変申しわけありませんが、この要望書を読み上げ、それに対する当局の考え方をお聞きます。

平成30年度社会福祉協議会運営費補助金の増額要望について。

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

総合福祉会館の改修工事に伴い施設利用者の利便性向上を図るため絶大なるご配慮をいただき、指定管理者として深く感謝申し上げます。

さて、当社協は貴市からの補助金収入及び介護保険収益を主な財源として、地域福祉の推進を図るため社会福祉協議会の事業運営を行っております。しかし、介護報酬の引き下げ、介護保険制度の改正が与える介護保険収益の影響により、社協の介護事業運営が先行き不透明な状況にあります。また、本年5月実施の下田市監査委員による社協補助金監査において、社協職員の給与格付けの低さと運営補助金交付額が他の交付団体と比較して低額な点を口頭

にて指摘されております。

他市町の社協においても介護事業を運営しておりますが、福祉活動事業に対する人件費補助金については、通常8割程度の交付を受けていると認識しております。当社協では、運営費補助金の交付率、交付額が他市町と比較してかなりの差があるため、福祉活動事業運営費を補填するために介護保険収益で賄ってまいりました。しかし、本来この介護保険収益は介護職員確保のため賃金や事業主に回すべきものであり、当社協ではこのような事業運営ができなかったため、他の民間事業所と給与面等で格差が生じている経過があります。

このため、平成30年度予算編成に当たり、地域密着型の地域福祉活動の向上と社協の健全運営を推進していくためには、市の運営費補助金の増額が不可欠であります。庁舎建設など大型事業を控え大変厳しい財政事情とは存じ上げますが、平成30年度の予算編成において、福祉政策のさらなる推進のためにも、下記金額の運営費補助金交付を賜いますように切に要望いたします。

介護保険収益事業の変動について。

平成12年度より介護保険事業が始まり、福祉サービスが措置から契約の時代へ移行しましたが、民間の介護事業所の運営がまだ不十分な平成15年度当時は、介護保険制度で約7,600万円の収入を得ることができ、社会福祉活動事業に1,700万円繰り入れすることが可能となり、社協の自主財源のかなめとなりました。しかし、平成16年度より、当初は下田市が運営していた赤字の下田デイサービスを受託したことにより大きな財政負担の圧迫を受け、社会福祉法人として財政破綻目前に陥りました。しかし、職員給与や手当の大幅な見直しにより1,500万円もの人件費の削減を行い、財政の均等化が図られました。平成18年度には下田市の財政悪化により、職員の給与10%カットと補助金や事業の見直しが行われ、法人運営で最も重要な運営費補助金が50%の補助率となっており、現在に至っております。

社会福祉協議会自体も職員の給与、事業の見直しをさらに行い、法人としての自助努力を繰り返してきましたが、3年ごとに見直される介護保険制度の改正、介護報酬の減算見直し、また、規制緩和により増加した民間の介護保険事業所との競争激化により、年々介護保険収益は減少しています。介護報酬の増収のために必要な車両、施設、備品の購入や給与条件アップによる介護職員の確保に必要な資金となる多額の介護保険収益を地域福祉事業に資金移動、平成28年度実績896万3,409円、しているため、介護保険事業自体の業績悪化を招く事態が起きております。

社協の収支の実情として、収入のうち介護保険事業収入が約70%、平成28年度実績67.8%、

と大半を占めているため、介護保険事業の収益悪化は社協存続にかかわる事態を招きます。そのため、通常の各市町からの補助金交付率70%から100%程度と比較しても地域福祉事業の補助金の見直しが必須となっています。また、支出のうち人件費が約80%、平成28年度実績77.9%、となっており、事業費は可能な限り削減しているため、このままの状況が続くと介護保険事業自体が成り立たなくなり、経営面の努力だけでは改善できない状況となっています。

3、社協職員の給与について。

本来、社協職員の給与に関しては、市の職員に準じて支給することになっていますが、現状は、市の給与表を適用しているだけで、市職員の平均給与と比較しても給与水準がかなり低い状態にあります。現職員の給与は、新規に社協職員を採用する条件にも悪影響を与える状況となっております。平成28年度に人事院勧告がなされ、給与表の改訂が行われましたが、介護保険収益の減収が見込まれる中、人件費の増額ができず、応急的な対処として全職員の等級を引き下げ、給与表に当てはめております。

また、市職員と比べても平均年齢が非常に高く、今後10年で現職員のほとんどが退職を迎える中、新規職員の採用確保ができないことは、介護保険事業のみならず、地域福祉活動事業の存続にも大きく影響を与える危機的状況となっております。

4、社協の基盤強化について。

社会福祉協議会は、行政と両輪となって地域福祉活動のかなめを担っています。福祉の課題とされる問題は、少子高齢化に伴う問題はもとより、社会的孤立、生活困窮、引きこもり、子供の貧困、災害対応など多岐にわたり、その多くの事業で社会福祉協議会がかかわっております。ここ数年のことだけでも、平成27年度より生活困窮者自立支援事業、市民後見人養成講座、平成29年度より改正介護保険法による生活支援体制整備事業、法人後見事業など、下田市から新規の受託事業が増えております。

また、平成28年6月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランにより、厚生労働省で地域力強化検討会の中間まとめが示され、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた方向性が明らかになりました。今後、我が事・丸ごとに関する事業が各市町に移行してくる中、社協に対する期待がますます高まっております。

しかし、現在の社協職員の人員や給与体制では、担える事業の限界を既に超えている状況にあり、今後さらなる期待に応えるためにも、社協に対する評価を見直し、下田市の地域福祉計画にもある社会福祉協議会の基盤強化を断行していただきたいと思っております。

上記に掲げました1から4までの状況と経過を考慮していただき、社会福祉協議会に対する運営補助金等の交付について特段の配慮をお願いいたします。であります。

続いて、下田市振興公社について質問します。

下田市職員と下田市振興公社職員の平均年齢と平均給与がどうなっているのかお尋ねします。

振興公社は、文化会館と敷根公園の管理を行うために下田市が100%出資で設立したものです。いわば、振興公社は下田市がつくった子供のようなものです。市はいわば親会社として、振興公社に働く人たちの雇用を守り、そこで働く人たちの生活保障をしていく義務があります。

しかし、現実には厳しい経営を強いています。十分な賃上げや人員確保ができるだけの指定管理料にはなっていません。特に自主事業については、振興公社の頑張りによって収入を上げているものなので、賃上げや人員確保、労働環境の整備等の財源にしてよいものだと考えますが、実態は、稼ぐだけ指定管理料が引き下げられ、振興公社職員の独自の人員確保や賃上げについては成り立っていないと。かつて帝国主義時代に植民地支配をやって収奪し、働かせて配分をしなかった、こんなようなことが想起されるような実態になっているのではないのでしょうか。

4、下田市社会福祉協議会が行っているデイサービスについて。

下田市社会福祉協議会が行っているデイサービスは浸水地域にあり、通所している人たちは避難困難者です。定員が25名で登録者が55名、平均18名の方が毎日いるそうですが、どのような避難対策を考えていますか。

避難対策者を短時間のうちに避難させることは非常に困難です。すぐの計画は無理だとは思いますが、長期的にはデイサービスの移転を計画すべきだと思いますが、どのように考えますか。

以上です。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

非常に大きな問題点を指摘されたというふうを考えております。

公民館の廃止に伴う地区集会場建築補助事業につきましては、これは既にもう実施していることでありまして、既定の方針に従ってこれからも事業を進めていくつもりであります。公明正大に、そして整々粛々と進めていくつもりでございますが、当時のその立案した時期

と大きな変化を来したのは、過疎債を使えるというふうな状況になったことだと思います。その過疎債の使用につきましても、過去やった事業と公平性を保ちながら慎重に検討していきたいというふうに考えております。

次に、図書館の移転・建設についてでございますが、昨年の夏頃ですか、県の総合庁舎の移転計画に沿って、下田市としても総合庁舎の2階に図書館をお願いするというので、それまで調整してきたんですけれども、その後、移転計画がもう変わったということで、そこを下田市の図書館として使わせてもらえなくなったということで、その時期としては、やはり下田市の公有財産の有効活用について全般的に考えなきゃいけないということで、市役所の移転と絡んで図書館もやはり検討しなきゃいけないんじゃないかというふうな考えを持っておりました。

そして、過疎債の計画に載せるべきだったんですけれども、整備という形では載せているんですけれども、これが32年度末に切れますので、次の過疎債の自立促進計画に図書館の新築というのを計画をして、その期間中に、次の過疎債が利用できるという期間中に建築をしたいというふうに考えております。それまで十分、その公共施設、公有財産の使用、有効活用の面からも総合的に場所等を検討していきたいというふうに考えております。

次に、社会福祉協議会と下田市の振興公社の件につきましては、社会福祉協議会の実情についても振興公社の実情についても把握をしております。やはり非常にその運営が困難だということを認識しておりますけれども、これから補助制度等につきましても、下田市全体としても補助金制度についてやはり全般的にちょっと検討しなきゃいけないんじゃないか、見直ししなきゃいけないんじゃないかというふうなことも考えております。

行政がやるべき事項と、そして、その当該機関にやっていただく事項、そういうものから検討していかなければいけないんじゃないかというふうに考えています。それによって、どういうところに補助金を出すのか、どういう事業に補助金を出すのか、その補助金の目的もしっかりと定めて、要綱をつくって、しっかりとした準拠に基づいて補助金を運用するというようにしていくように検討したいというふうに考えております。

人件費につきましても、その福祉協議会と振興公社の人件費につきましては非常に低いというふうに考えていますが、この人件費につきましても、過去の経緯もあると思いますので、これも検討していきたいというふうに考えております。

次に、デイサービスの件につきましては、現在のところこの浸水地域でデイサービスを行っているということでございまして、すぐ近くに避難所が、下田幼稚園がございまして、

そこへとりあえず、現段階では避難していただくということで考えております。別にデイサービスの場所を現在のところ移転するということは、現在は考えておりません。

細部は各担当からお答えします。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私のほうから公民館廃止に伴う地区集会場建設補助事業について、補助率と補助限度額の見直しについてのご質問についてお答えさせていただきます。

既に廃止された公民館6館の対応につきましては、修繕して地元に移譲したものが4館、解体が2館となっております。須原地区につきましては、その後、下田市地区集会場建設補助金を活用して集会場を建設しております。現時点で公民館廃止、建物解体後に集会場が確保できないことが想定されているのは、中公民館、本郷公民館、白浜公民館の3館となっております。また、下田市地区集会場建築補助金の利用状況でございますが、昭和54年の制度開始から平成2年までの10年間は、新築が13件、改築が5件の利用がございました。地区集会場の整備が進みましたが、その後、平成3年以降は新築6件、改築30件という利用状況となっております。

公民館の統合に伴う廃止につきましては、議員ご指摘のとおり、寄附等、建設当時の条件が異なっている面もございますが、平成22年以降、既に処分を終える地区との公平性も配慮しなければならない理由と考えております。しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行や地域防災の強化等がある中で、地域コミュニティーの確保は重要な課題となっておりますので、各地区におけるコミュニティー施設の確保について十分配慮していく必要性は認識しております。

そこで、市の地区集会場建設補助制度につきましても、今後の整備需要などを考慮しながら現在の基準額等について再度検討を行うとともに、補助率や上限の高いコミュニティーセンター事業としての実施についても調査検討したいと考えております。この場合、補助事業の採択と解体時期等との調整なども必要になりますので、慎重に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 私のほうからは図書館の移転・建設を検討しない理由は何かというご質問に対しまして、ご答弁申し上げます。

まず、今までの経過でございますけれども、平成21年度開催された新庁舎建設ワーキング

会議におきまして、図書館を廃止し庁舎とセットすることが決定されました。図書館においてもこの決定をベースに図書館協議会委員の意見や要望を聴取した後、平成23年8月、新下田市立図書館基本構想を策定いたしました。その後、新庁舎建設検討市民会議におきまして新庁舎との合築が新庁舎建設要綱に盛り込まれることになりました。しかしながら、平成26年、県賀茂総合庁舎が避難集中区域に当たるため、敷根への移転計画が急浮上いたしました。移転後の総合庁舎に図書館を初め保健センター、公民館、児童館で活用する計画が持ち上がったため、図書館協議会を通じて意見や要望を聴取した経過がございます。

その後、県の状況が一変したため、再度検討を迫られることとなりましたけれども、それ以降、図書館の移転・建設については、検討がなされないまま現在に至っている状況でございます。

図書館の建設につきましては、新庁舎建設及び中学校再編に伴う中学校1校化に向けて取り組みをしているところでございまして、厳しい財政状況の中、優先順位として増築の建設は難しいと判断しているところでございます。

今後は、先ほど市長も述べられましたけれども、平成33年度以降の過疎債を利用するとともに、跡地利用も含め図書館協議会と協議しながら検討をしてみたいと思います。

私の方は以上でございます。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 私からは下田市社会福祉協議会に対する考え方と平均賃金表の現況について、また、デイサービス事業の3点についてお答えさせていただきます。

まず、社会福祉協議会についての考え方からお答えさせていただきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づく地域の社会福祉活動の中心することを旨とする営利を目的としない社会福祉法の組織で、下田市においては地域福祉を推進する上で重要な役割を持つ民間組織でございます。

下田市社会福祉協議会の変遷を簡単に申し述べますと、昭和30年3月31日に設立、昭和63年4月1日から下田市総合福祉会館の設置に伴いまして現在の場所になりました。平成10年度には介護保険導入、平成16年度には下田市総合福祉会館指定管理が開始され、その中にはデイサービス事業も含まれております。平成18年度から下田市の財政悪化による市職員の給与10%カットに伴い社会福祉協議会職員も賃金カット、また、補助金は、事業立て直しが求められ運営費補助金が50%の補助率となり現在に至っております。

社会福祉協議会の財源は、市民からの会費、寄附金、共同募金、市の補助金、受託金等が

主なもので、介護保険事業は介護保険収入で運営されております。

介護保険従事者になる職員の人件費は行政からの補助対象となっております。また、運営費の赤字は介護保険事業の収益で補うことになっております。しかし、介護保険事業は法改正及び民間との競争の激化により収益が減少しており、厳しい財政状況のもと社会福祉協議会及び介護保険事業に携わる職員の賃金及び新規職員の採用が厳しい状況でございます。

要望書にございましたが、社会福祉協議会は行政と同一となって地域福祉活動のかなめになっていく組織であると認識しております。福祉の課題とされる問題は、少子高齢化に伴う問題となる社会的孤立、生活困窮、引きこもり、子供の貧困、災害など、多岐にわたりその多くの事業で社会福祉協議会がかかわっており、市などからの新規の受託事業が増えております。国は今後、地域共生社会の実現を掲げ、地域ぐるみで取り組む仕組みへと転換していくことを目指すとしていることから、今後ますます社会福祉協議会に協力していただく事業の増加が予想されます。

これからの下田市の地域福祉活動を推進していくためにも社会福祉協議会のあり方が今後どうあるべきか熟慮するときであると考えます。

次に、下田市職員と下田市社会福祉協議会の平均賃金等の状況を申し上げますと、平成29年4月1日時点において下田市の一般行政職の職員数は152名、平均給料月額は29万3,092円、平均給与月額は34万5,518円、平均年齢は38.6歳で、平均勤続年数は16.2年となります。市職員につきましては、広報「しもだ」11月号ナンバー703号を参照させていただいております。下田市社会福祉協議会の職員数は5名、平均給料月額は23万2,260円、平均給与月額は28万746円、平均年齢は46歳、平均勤続年数は13.7年でございます。

社会福祉協議会という性質上、借入れができないため、補充分の人件費に充当する市の補助金、補助率50%という赤字を収入の約70%を占める介護保険事業から繰り入れております。このため介護保険事業の収益状況に左右される状況でございます。

下田市社会福祉協議会職員の給与は、下田市職員給与より優遇となっておりますが、実際には市の給与表を使用しているだけで、同じように昇給するような仕組みがなく、毎年の経営状況を見ながら支払われる予算の中で給料を決定しております。そのため、同年齢の勤続年数者との差が大きく出ており、平均給与だけで完全に把握できない状況でございます。

次に、利用されている動きが不自由な方々の避難対策のためにもデイサービスの移転を計画すべきではないかというご趣旨のご質問だと思いますが、そちらについてお答えさせていただきます。

下田市総合福祉会館が本年度、生きがいプラザへの機能移転に伴い、最終工事を実施し、利用者の利便性が大きく向上したところでございます。浸水区域外への移転等につきましては、将来的に検討すべき課題であると考えております。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、総務課のほうからは下田市振興公社の将来像をどのように描いているか、それから振興公社の職員の平均年齢と平均賃金及び社会福祉協議会の財政補助を増額する考えはあるか、以上の3点について答弁させていただきます。

まず、1点目、振興公社の関係でございます。

振興公社は平成5年3月に財団法人下田市振興公社として設立され、設立に当たっては市から基本財産として1億円、運用財産として1,000万円、合計1億1,000万円を出資しております。振興公社が設立される以前は、市の職員が市民文化会館や敷根公園を直営で管理しておりましたが、人事異動などによる市の職員では運営上、専門知識、プロパーを有する資格とはなり得なかったため、振興公社が設立され、専門的ノウハウを持った者が施設運営を行うことが最適かということで行った経緯がございます。

振興公社は後に、平成25年なんですけど、公益財団法人に移行しております。その際、振興公社のほうから市に対して、その意向確認を受けております。この文書の中で、振興公社が市に対して公益に、制度改革に伴い公社の運営をどうしていくべきか、公益財団法人の認定、一般財団法人の認可、解散、解散後で株式会社化という4つの選択肢を示された上で、市に意向確認を求められたものです。市は財団法人下田市振興公社内に設けた公益法人制度改革対応検討委員会の中で、決定事項であります公益財団法人の認定が市の出資法人である振興公社の目的や今後の事業推進に当たってふさわしいというふうに当時回答しております。

以上の経過からいたしまして、公の施設の管理運営を行う組織と現在位置づけております。今後、各種の市の管理見直しを進める中、公益財団下田市振興公社は、この受け皿として大きな中心的役割を担っていただく組織であるというふうに考えております。

続きまして、下田市振興公社の職員の平均年齢、平均賃金につきまして、先ほど福祉事務所長からありましたように、広報「しもだ」11月号での対比でお答えをさせていただきます。下田市振興公社の職員数は12人、平均給料月額が32万817円、平均給与月額が36万8,227円、平均年齢は46.4歳、平均勤続年数は19.5年でございます。

続きまして、社会福祉協議会の財政補助の関係でございます。

先ほど市長のほうからもご説明ございましたが、補足をさせていただきます。下田市社会福祉協議会は、社会福祉活動の推進及び地域福祉サービスを担っている5人の正規職員に対しまして、これまで50%の人件費を補助金として支援してまいりました。この考え方は、総合福祉会館の指定管理料及び事業の委託料、それから人件費の補助金と3つの支援がございます。この中でデイサービス事業の差し引き収益の一部を5人分の人件費補助と相殺する考えのもと補助率を50%とさせていただいてきました。

近年では、先ほど伊藤議員からもありますように、デイサービス事業の収益低下もあり、人件費補助については検討を求める声も伺っております。こういったあり方が財政的にも福祉サービスや施設管理運営の充実の面からもふさわしいのか、行政と当該法人とのすみ分けについても含め調査検討を行っていく所存でございます。

具体的には、先ほど市長も申されましたように、市は下田市負担金補助及び交付金に関する規則に基づき当該法人に人件費補助を支出しておりますが、明確な補助基準が現在設けられていない状況でもございますので、議員ご指摘の財政補助につきましては、他市の状況を考慮しながら独自の当該法人に対する補助要綱の作成に取り組み、人件費に対する補助について協議してまいりますので、少しお時間をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 9番、伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） ここから先は一問一答方式でやってもらっていいでしょうか。

○議長（竹内清二君） お願いします。

○9番（伊藤英雄君） それでは、まず、公民館廃止に伴う地区集会場建築事業補助事業についてということで、たくさんのお話をいただいたので、実際はどうだということがよくわからなくなってるんですが、つまり非常に後ろ向きな発言もあるんですよ。つまり過去の経緯をやる、どうなのか。しかし、後ろに未来はないんですよ。未来は前方にあるわけですよ。だから言いたいことは、過去にやってきた経緯の中に未来はあるんじゃないかと、これから進めていく、公民館廃止をしていくところにやっぱり視点を置かなきゃいけない。現在の補助率、補助限度額で進められるのかどうか、それで本当にその地区はやれるのかどうかと、こういう検討が必要なんじゃないかと思うんですよ。

実際に下田市も今まで全部、一律にやっていないんですよ、公民館もそうだし、いろんな事業において。集会場だって消防施設とほぼ一体化しているようなところも出ているわけですし、やっぱり過疎債を使って地縁団体ですか、というのも方策ではあろうとは思いますが

が、負担能力、地区のやっぱり負担能力とか地区のコミュニティーの強さとかそういったものを配慮しながら事業を進めていくと。これから本当に公民館廃止をやるのであれば、地元地区の理解と協力なしには実際は進まないんですよ。だから私に言わせれば、これまでの補助率、補助限度額で行くということは、地元の理解を得られない。だから事業は進まないよという認識を持っているんですが、その辺については、今の補助率と補助限度額でこれから先も事業は進行できるというふうに考えているのか、何らかの見直しをしなければ事業の進行は進まないと考えているのかをお尋ねします。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 伊藤議員の補助率の基準で、今後、公民館の廃止等が進んでいくのかというご質問でございますけれども、伊藤議員の言われたように、今まで補助金の制度を使って、活用させていただいて公民館を、公会堂を建てたみたいな稲梓地区もございます。伊藤議員言われるように、地域によってはやはり地域コミュニティーがしっかりした地域と弱体化している地域がございます。さらに少子化、高齢化と人口減少、または市域経済低迷等により地域コミュニティーがあるいは困難な地域もございます。

そういった状況を踏まえますと、この補助制度についても、私どももやっぱり地域によっては、例えば高齢化が進んで人口が減っていると、ましてはまだこのような負担をいただいても区民からの理解を得られないという状況もございます。さらに建設に反対している、多分、区では、一応、区を脱退するという懸念もございますので、一応、補助率については、私の所管課としては、ちょっと一概に答えられない部分もありますけれども、一応検討していきたいというふうに、今、お答えしかできないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 9番、伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 現在この場で出せる回答としては十分な回答が出たのかなというふうには思います。地元のことで申しわけないですけども、西本郷区では組合加入率が50%なんですよ。ほぼ2軒に1軒は入ってないという、つまり入らなくても済んでいるという状況が普通にあるんですよ。そういう中で、今の補助限度額と補助率でいくと1世帯当たりで5万ぐらいの負担をしなくちゃいけなくて、もう高齢者で、うちの近所もそうだけれども、高齢者のひとり住まい人がかなりいるんですよ。あるいは2人。で、高齢者にとって、その自分の先の生きる年数を考えたとき、とても負担がどうなんだという実態もあるんで、ルールはルールであるんですが、ぜひ事業を執行するに当たっては、やっぱり地域の実情、こうい

うものを踏まえながら進めていただきたいという要望で終わりたいと思います。

次に、図書館については、32年度からの事業で見直しを、検討していくということなんですけれども、そこでちょっとお尋ねしたいけれども、32年から検討していくのか、32年度からの事業に向けてその前から、当然31年とか30年から検討を始めるのか、どちらでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 期間が間違っておりまして33年度から事業ということでございます。それまでに検討をするという、もちろん33年度からの過疎債、自立促進計画に載せるためには31年、32年をかけて検討しなきゃいけない。決めてからその計画に載せるということになりますので、31年、32年度、2年間ぐらいで場所等も含めまして、図書館そのものもコンセプトとかそういうのを検討して33年度からの事業として上程したいというふうに考えております。

○議長（竹内清二君） 9番、伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） わかりました。今の話ですと31年、32年とかけて33年度からの過疎債の事業に入れるようにやっていくということなので、ぜひいいものをつくってくださいというお願いをして終わります。

次に、社協のことなんですけれども、ちょっとわかりづらかったんですが、社協のこの要望については、率直に言って、応えるようにやっていくのかと、やっつかないのかと、単刀直入に伺いたいんですが、実際、平均年齢が社協で46歳なんです、30後半の人が一番最年少なんです。もう20代、30代前半はゼロなんです。本当にどうなるんだと。経験が、ちゃんと知識や経験が継承されていくのかというと、継承されないわけですよ。非常に危機的な状況になってると思うんですよ。やっぱり自力である程度、人数からいけば毎年というわけにはいかなくても、やっぱり数年に1人ぐらいの採用をして、やっぱり知識や経験がしっかりと継承されて、下田市の実態を把握できるような若い人を育てなきゃいけないと思うんですけど、その点について、しっかりとプラス方向に見直すのかどうなのかの確認をしたいんですが。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 伊藤議員おっしゃるように、プラスの方向で考えていきたいというふうに思います。伊藤議員は後ろ向きのお話をするなということなんですけれども、やっぱり後ろにわだちがついてますから、わだちもしっかりと見ながら、そして前へ行くという方針も決まっていますので、そういう面も総合的に考えながら、その人の採用とかそういうことも考

えていきたいというふうに思っております。

○議長（竹内清二君） 9番、伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） もう市長のおっしゃるとおりであります。やっぱり過去の反省の上に未来があるわけでありますから、しっかりと過去の、現在の社協が陥った状況を認識していただいて改善されるように要望して社協についてを終わらせていただきます。

次に、振興公社もやっぱり同じように非常に厳しい状況にあるわけなんです。一つ思うのは、振興公社の方々が自主事業というところで、いろんなイベントのところに応援に行ったりして、ある意味では通常の業務外の頑張りをしているわけで、そのところは、補助金をその分下げるといよりは、そこは彼らの頑張りで、彼らのプラス面になるような運営の、つまりある意味で運営の喜びといいますか、やったかいがあるという、やっぱり流した汗は報われるんだということ、流した汗の分だけ補助金が減っちゃったということでは、相当労働意欲にも欠けていると思うんで、ぜひこのところは、流した汗に報いるという意味では彼ら自身の労働環境の改善に、その自主事業で頑張った分は使えるように、市が賃上げをやったり賞与上げたりというのは、なかなか難しいと思うので、そのところは彼らの自主事業が報われるような、補助金をやるような形で検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 明日、指定管理業の議案がまた出ますけれども、自主事業の分を全て市が搾取するようなことはございませんので、一定の金額を乗せさせていただいて、それ以上、収益があった場合には、振興公社の内部留保になるような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 9番、伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 今、課長から聞いたお話と振興公社の職員から聞いた話では若干のずれがございますけれども、今回、指定管理の議案も出てますし、来年度予算でもまた機会があると思うんで、これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内清二君） これをもって9番、伊藤英雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩に入ります。

午前10時53分休憩

午前11時 3分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は質問順位6番、1つ、新庁舎とまちづくりについて。2つ、下田のイメージと観光について。

以上2件について、3番、橋本智洋君。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 3番、清新会の橋本でございます。

議長の通告に従い、順次一般質問させていただきます。

まず、大きな1番として、新庁舎とまちづくりについて。

新庁舎について。

先日、増田議員と県庁、総務省へ伺い、緊急防災・減災事業債に関して聞いてまいりました。平成29年度地方債についての質疑応答集の中で、津波浸水想定区域内にある施設を移転する場合、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、津波浸水想定区域内で建てざるを得ない状況の場合、事業の対象となるのかとの質疑で、地理的な制約がある中で、かさ上げなどの津波浸水対策を講じることにより高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた津波浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられていれば対象となり得るとの回答があります。

この質疑応答の例での当局の見解をお聞かせください。

そして、質疑応答集の中でもう一点、津波対策の観点から公共施設及び公用施設を高台にする場合、移転前の延べ床面積を上限として対象となるのが原則であるが、例外として移転前の延べ床面積を超えて緊急防災・減災事業の対象となるケースがあるかとの質疑においての回答で、法令等で面積基準が定められている建物で、法令等の基準ができる前に建築されたものを移転する場合において、延べ床面積を現在よりも増やさなければ法令等の遵守ができない場合には移転前の延べ床面積を超えて対象とすることができるとありますが、現庁舎の延べ床面積3,672.3平米で、新庁舎は約6,000平米近くになりますが、この場合、例外適用は可能なのでしょうか、どのような理由にて対象となるか教えてください。

また、9月の一般質問でも申し上げ、移転条例に反対した理由の一つでもございます。仮に新庁舎移転が決定した場合、跡地の利用についてどう考えるか、まちづくりに関してどう考えるか。昨日、鈴木敬議員の当局の答弁にもございました。下田市公有財産有効活用検討委員会がありますが、跡地の利用を考えるだけではなく、跡地を含めたまちづくり全般のさらに現実的な議論をして、具現化できる機関として別の委員会を設置すべきと考えますが、

どうお考えでしょうか。

今年度6月20日に定めた下田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱に明記されている委員は全て市の職員です。この私の提案する委員会の構成には民間の方々に入っただき、プランを立案、推進していただきたく存じます。市庁舎移転だけでは判断できないものと思われま。このような跡地利用をどのように考えるかお聞かせください。

私見ではございますが、大手民間企業、例えば伊豆急さん、東急さん、この大手に駅前再開発を含めて跡地を無料で貸す、いわゆる使用貸借して防災棟、商業施設を兼ねた建物を建てていただく、建物の固定資産税は免除、条件として建物の中に市の施設を入れていただく、跡地だけではなく駅前全般を含め旧町内港まちづくりへも反映する。本来これは私の代案としての素案でございます。しかしながら、庁舎移転後、跡地の問題としてこのような考えも検討し反映させていただくことは可能かお伺いします。

そして、新庁舎に関しては、お金をかけずに面積、規模を小さくして、学校統合後の現在の稲生沢中学校の校舎を活用したコミュニティースペースとして利用するようなプロポーザルは可能でしょうか。

当局は以前、学校校舎は構造上、庁舎としての利用は不適切という見解でしたが、会議、勉強会、子育て支援などのコミュニケーションスペースなら可能かと思われま。先般申し上げた、新たな委員会により民間の知恵を引き出し、コンセプトづくりのできる設計者を選択し、そのようなプロポーザルは可能でしょうか。少しでもお金がかからないように、その分、跡地や観光まちづくりにかけていただきたく存じます。

次に、企業誘致に関して。

東京都千代田区外神田に本社があります株式会社エスプールという東証ジャスダック上場、去年の決算で売上高92億3,600万円の人材派遣会社がございます。その子会社で株式会社エスプールエンジニアリングという、東京電力の従来の電気メーターからスマートメーターへの取りかえ工事を行う会社がございます。スマートメーターとは、毎月の検針業務の自動化や住宅エネルギー管理システムを通じた電気使用状況の見える化を可能にする電力メーターのことです。

当初、このエスプールの社長が私の学生時代の友人ということもあり、マイマイ通りのNTTビルでコールセンターを誘致する意向で話をしておりました。しかしながら、津波浸水域でお客様のデータを預かるのはリスクが大きい、信用問題にかかわるということで、先ほど申し上げたスマートメーターの取り付け工事技師の研修センター、関連資材置き場、請求

書発行業務等を行う事務処理センターの事業所誘致の話をいただき、当局は今年度の初めにエスプールエンジニアリングさんに伺い、打ち合わせをしました。その後6月1日に私と増田議員とで伺い、当局へ報告させていただき申し送りしました。

何度か職員に進捗を聞きましたが、資料をつくってから伺いますとの回答でございました。10月31日に再度、職員の方に聞くと、また、資料をつくってから伺いますとの回答でございました。いいかげん電話の一本も入れてくださいと伝えたところ、その夕方、課長より謝りの電話がございました。結局は電話も一本も入れず、資料も作成せず、今日に至っております。

9月定例会で下田市過疎地域自立促進計画が提出されましたが、その中の17ページに、企業の誘致について、従来想定していた大規模や事業所や工場を誘致することは困難である。このため、従来から施策の必要は各計画に掲載されていたが、具体的な企業誘致の検討や実践は進められないまま現在に至っている。と明記されております。19ページにも、地方への起業事業者に対してニーズ等の調査を行うとともに、市内の誘致に関する情報収集を行い支援制度を検討する。さらに、進出を希望する企業への支援を推進するため窓口の設置、下田市の魅力の発信、税の優遇等の支援制度にかかわる情報発信を行う。とあります。

先日の市長と語る会でも、10月10日の基幹集落センターで、企業誘致はどのような企業を誘致するかとの質疑に対して、工場誘致は難しいので、サテライトオフィスなどのIT関連を誘致したいとの回答がございました。やはり10月20日の田牛区集会場でも同様な回答をしております。

全ての計画や答弁、回答は、現在目の前にある、少なくとも一番具体的になっている企業誘致の案件を全く無視している表現でございます。この見解と今後の取り組みについてお聞かせください。

大きな2番目として、下田のイメージと観光について。

夏期対策について。

これ9月のときにも一般質問させていただきましたが、白浜地区の夏期対策、安全性、治安の強化に関して、先日の白浜地区での市長と語る会でも住民の皆様から要望が上がっております。私もシーズン中から、地元白浜、原田区の関係者の方々、そして9月の一般質問でも申しあげました白浜大浜の違法行為に関してですが、ビーチへの飲食のデリバリー、レンタルパラソルの法外な請求等が目立っていました。メディアでも取り上げられて、このデリバリーの違法行為が白浜では当たり前のようにっていると放映されておりました。年々、

白浜のイメージダウンが続いております。それが影響し、来客数の激減につながっております。

条例改正は厳しいとの見解でしたが、例として、逗子市が施行した条例と照らし合わせ、下田独自の方法もあるかもしれません。一歩でも前に進めていただきたく、何かしらの条例改正は可能かお伺いいたします。

県、国へ働きかけ、並行して警察と連携して対策を図ること、渚の交番設置等、そのほかできることをあらゆる角度から模索して、来年度にも実行できるものはしていくような前向きな施策を打ち出してイメージアップにつなげていく必要があると思いますが、どのように考えるか、当局の考えをお聞かせください。

最後の項目として、海を使ったイベントに関して。

ここ下田の海では世界的な規模のカジキ釣り大会を初め、サーフィンやライフセービングの小規模の地元の大会から全国規模の大会まで行われています。子供たちには、下田の海の高さを知り、海と親んでもらうきっかけづくりの目的で、サーフィンスクールやキッズライフセービングというイベントも多数行われています。それぞれの大会をさらに盛り上げて周知認知していただくためにも地元の方々の協力が不可欠です。さらなる支援として可能なものについてお伺いいたします。

そして、市長はトライアスロン大会の実施に関して、下田の立地では不可能と判断し断念いたしました。アクアスロンというスイムとランのみで行われる競技の実施検討はいかがでしょうか。トライアスロンとの違いは自転車競技がないことです。この競技でしたら外浦海岸や鍋田と周辺の道路の使用で可能です。3年前まで南伊豆町弓ヶ浜で通算5回行われていましたが、現在は実施しておりません。ぜひ実施すべきだと考えますが、どのように考えるかお聞かせください。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、橋本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に、緊急防災・減災事業債の運用につきましては、担当から細部をお答えさせていただきます。

次に、跡地の利用につきましては、全ての可能性を排除しないで、全てのその案を検討していきたいというふうに思っております。これは今の下田市公有財産有効活用検討委員会では手に余りますので、民間の方たちも入れて新しい組織をつくりまして、これは本当に下田

市全体のまちづくりも考えなければいけないということでございますので、都市計画の見直しとかそういうことも含めて大々的な検討をすべきというふうに考えておりますので、それに見合うような方たちに参加していただくというふうな考えで進めていきたいというふうに思っております。

次に、企業の誘致に関してでございますけれども、橋本議員が大変力を尽くして、いろんなところを紹介していただいているというのは承知しております。橋本議員のその申し出につきましても、今滞っているということでございますが、これからも話を鋭意進めていくように私も督励をしていきたいというふうに思っております。

ほかの企業の誘致に、全般的な企業の誘致につきましても、下田はご案内のとおり大きな平地がありませんので、その大々的な企業をお迎えするという事は非常に今の段階では難しいんじゃないかというふうに思っているんですけども、大資本の方たちが来てくれてどこかを開発していただくと、また新たな別荘地であるとかレジャー施設のところとかそういうものやっただくような企業があれば、積極的に私も開発していきたいというふうに考えております。とりあえず現在、可能性のあるのはサテライトオフィスとかそういう小規模でも利益が上がるというふうなところを重点にして企業誘致をしていきたいというふうに考えております。

次に、夏期対策についてでございますが、私も就任してからふた夏を過ごしました。もう地元の人々の苦悩は本当に身につまされるような感じでございます。本当に抜本的な改革が必要じゃないかと。今の条例では強制力がございません。そして、その条例をもう少し厳しいものにすることも現在、法律的には非常に見通しが余り芳しくないというところがございます。そうすれば、今の段階でもできるということは、その利用業者がもうやっても利益が上がらないというふうな手段を考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんです。例えば、対抗する業者を入れて、その利用業者よりも安くサービスをするとかそういうところを考えなきゃいけない、対抗処置を考えていかざるを得ないんじゃないのかというふうに私は考えております。

次に、マリンスポーツの関係でございますけれども、橋本議員と一緒にトライアスロンのプロモーターといろんな交渉をしてまいりましたけれども、本当に下田の道路事情からいうと、残念ながらトライアスロンの自転車競技、ラン、そういうところが非常に交通規制上難しいということになりまして、諦めざるを得なかったというふうな経緯がございます。

せっかくの下田のこの海を使ったそういうマリンスポーツをこれからも誘致をしたいとい

うふうに考えておりますので、そのアクアスロンですか、それも非常に大きな手段だというふうにも思っておりますので、この話も将来進めていきたいというふうに考えております。

そのほかにつきましては、細部は担当からお答えさせます。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、議員お配りの地方債制度メモ、こちらのほうの津波浸水想定区域内の建てかえについてのご答弁のほうをさせていただきます。

資料のほうの3ページのところに質疑応答集の抜粋で12の9というのがございます。こちらについてのご答弁をさせていただきたいと思えます。

ご質問のこの地方債質疑応答集にあります12の9につきましては、平成27年度の質疑応答集から掲載され、今年で3回目の記載となっております。

回答の特にポイントになるのは、地理的な制約がない中でというふうな意味になろうかと思えますが、当方といたしましては、言葉どおりとは考えますが、確認の意味で県庁の地方債担当のほうへの照会はさせていただきました。具体的にその回答のほうをちょっとご披露いたしますと、地理的な制約とは、全てが浸水区域などで移転先がない、または山奥で坂道を登り、車で15分もかかる場所しかないなどの場合が該当すると思われる。ですので、全てが浸水区域ですので、例えば高知県とか、静岡県内ですと焼津市、それから都心ですと荒川区などがそうかと思えます。このようなケースが該当すると思われるというのがこの回答です。

内容的には、次のかさ上げなどの津波浸水対策を講じることの中のかさ上げにつきましては、盛り土が数メートルで、どうしても適切な場所が市内にない場合のみかと思われる。現状として浸水区域外に適切地があるのであれば、そこへの移転が先と思われる。との見解を得ております。

また、かさ上げなどの津波浸水対策については、盛り土が数メートルと思われ、現在の下田市の庁舎の位置を仮定いたしますと、10メートル以上のかさ上げが必要となり、現実的ではないと思われる。かさ上げすることにより現庁舎の半径数十メートル範囲で盛り土が必要となると思われるし、市役所だけがまちなかに高台として残ることになると聞き取りました。

結果として、相談には助言はいたしますけれども、正確には、実際に起債の申請ヒアリングにより適債性を確認するというふうな指導でございました。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 市庁舎の床面積の件でございますけれども、議員ご指摘のとおり、緊急防災・減災事業債によります公共施設の移転を行う場合の基準面積は、既存の施設の延べ床面積を上限としております。ただし、例外的に、庁舎につきましては個別の法令基準がございません。入居正規職員数掛ける基準面積と、それから既存施設面積を比較して大きいほうとされてございます。これを具体的に下田市に当てはめると、正規職員数が169人、基準面積が35.3平方メートル、したがって延べ床面積は5,965平方メートルが上限となります。

続きまして、庁舎移転の跡地利用とプロポーザルの件についてお答えさせていただきます。

市庁舎移転が決定した場合の現庁舎の跡地利用についてですが、現在は下田市公有財産有効活用検討委員会において、現庁舎の跡地、駅前バスターミナル用地及び統廃合後の中学校跡地などを、総合的に公有財産の活用方針を検討しております。

その中で、都市計画決定の手中である国道136号の駅前付近の道路拡幅計画も含め、伊豆急下田駅周辺の利活用は、下田市にとって重要な事業になると認識しておりますので、議員ご指摘のとおり、先ほど市長からも答弁ございましたとおり、民間の方々にも協力していただきながら利活用計画を策定する体制を早急に整えたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、新庁舎の設計につきましてプロポーザルの件でございますが、設計案を、形を選ぶコンペ方式と設計者、人を選ぶプロポーザル方式がございますが、下田市におきましては、設計者を選ぶプロポーザル方式により今後設計者を選定し、設計作業に入っていきたいと考えております。プロポーザルにおいては、経費縮減等につながる稲生沢中学校の有効活用を視野に入れた提案を可能とし、考えてくださいという形でプロポーザルを行いますので、防災面、経済面、機能面、まちづくり面など、さまざまな点で下田市の状況に沿った提案を求めていきたいと考えております。

設計者の選定に当たっては、設計思想や実施体制に加え、構造や工法、工程計画等についても審査するため、それらの建築の専門知識を有する方々も選定委員として招聘する予定でございます。具体的には公共施設の設計実績を有する大学の教授や県の建築関係の課長等を今予定しております。

続きまして、企業誘致についてでございますけれども、紹介いただきました会社の件につきましては、まことに申しわけないことでございますが、市のほうとしましては一応5月11日にその会社のほうを訪問しております。私とほか2名で訪問してございまして、議員ご指摘

のとおり、6月に議員のほうで行かれて、その後、連絡もないんじゃないかというようなお話ですけれども、電話を一本入れればいいという話ではないと思いますけれども、お電話させていただきましたところ、5月に面会された担当窓口の方と、その方も異動したということで、かわっているということで、こちらから提示するものがなかなかない状況でございます。仕事が遅いと言われるのは、まことにそのとおりかと思いますが、現在、新たな提案ができるように、その5月に行ったときに、交通費の補助ですとか宿泊費の補助ですとか場所の提供ですとか、そういったことができないのかといったお話をされていて、私どものほうとしては、そのルール化がまだできていないというのが、まとめ次第またお話しさせていただくというような内容になっていたわけですが、そのまとめが遅いというお話だと思いますが、もう少し、今、要綱の案まではできておりますので、すみませんが、もう少しばらくお待ちいただきたいと思うわけでございます。

それで、全般的な企業誘致につきましてのことを少しお話しさせていただきますと、企業誘致につきましては、市政方針の重点事業にも位置づけておりまして、平成28年度に設置した下田市企業誘致等検討委員会での検討に基づき、平成29年3月に今後の企業誘致を進めるための指針といたしまして、企業誘致、起業支援の推進に係る基本方針を策定してございます。

この指針には、大型工場等の、議員のご指摘にもございました、大規模事業所の誘致だけでなく、情報通信事業、クリエイティブ系事業、本社・企画機能など、多様かつ小規模の事業所誘致を新たに目標とすることとしたところです。これとあわせて、本市においては、幼保再編、公民館の削減、中学校再編等の動きの中で遊休となる公共施設、空き家や空き店舗、空き事業所等が増加、発生していることから、こうした既存施設の活用と結びつけた誘致策について検討しているところでございます。

現在は市内の利活用可能施設の調査、公有財産有効活用検討委員会における庁内調整、国内各地の先進事例の調査研究等を行っており、本市でも遊休施設を活用したサテライトオフィスや集合オフィス等の導入、お試しオフィスの制度化などを実現できるように、具体的な支援制度の検討を行っております。

来年度に向けて、個別案件への対応と並行して、市として基本的な考え方を整理し、それを実現するための推進方法、つくるための決断ができる支援制度をまとめていきたいと考えております。

また、本年度に行いました具体的なものとしましては、昨年度ですけれども、平成28年度

制定の本社機能移転に伴う固定資産税の軽減、本年度制定の固定資産税の不均一課税、来年度取り組み予定の28局の光ケーブル化、地域おこし協力隊との連携、それから木材チップ調査にも協力し、2月には結果が出る予定と伺っております。また、市有遊休施設等を中心に、写真を持参して市長とともにサテライトキャンパス誘致のため神奈川県を訪問したりといったことに取り組んでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは下田のイメージと観光についてというご質問に対しましてご答弁申し上げます。

白浜大浜海水浴場は、市内を訪れます海水浴場客の約6割を集客するという大集客数を誇っております。浜地内に海の家もないことから、その海水浴客のさまざまな需要を賄いきれない状況になっているのが実情でございます。そのため、空白から生じる収益を目当てに不法業者が進出する海水浴場となっております、県条例がうまく機能していない海水浴場であるというふうに認識をしておるところでございます。

この対策といたしましては、市職員のほか警察、地元等、協力いたしまして、注意喚起のパトロールを実施、夏季期間におきます白浜臨時派出所の開設、浜自治会の幹事のみのお店も含めて全ての店舗に対しまして浜地内での営業行為の禁止についての啓発活動を実施するなど努力をしておるところでございますが、苦慮しているというのが現状でございます。

観光交流課といたしましては、逗子、湘南等の状況を参考とし研究をしているところでございますが、デリバリー行為等の規制強化という観点での条例改正につきましては、罰則規定を適用させること自体が困難でございまして、実効性という面から難しいのではないかとというふうに考えているところでございます。

実際、逗子市の条例には罰則規定がないことから、どのように運用していくのかということが大切であって、そこが白浜において難しいところであるというふうに認識をしております。また、逗子市におきましては、ルール化によりまして平成24年度には73万2,000人であった海水浴客が、ルール化の平成26年以降につきましては20万人台となっております。そういった厳しい局面もありますので、その点も含めて検討をしていきたいと考えておるところでございます。

白浜大浜の夏期対策につきましては、長きにわたっての問題でもありまして、なかなか有効な対策手段に欠ける状況にはございますけれども、今後も警察、地元住民、私も地元住民

の一人でございます、このままでいいという認識はありませんので、こうした関係者間の連携を強化しまして、先進地の事例研究等、前向きに検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、海を使ったイベントに関しましてアクアスロンのご提案をいただいておりますけれども、議員ご指摘のとおり、下田市では毎年多くのマリンスポーツの開催が実施されております。観光交流課といたしましても、下田の最大の財産である海の魅力を広く知らしめるため、また、市民には下田の海の魅力を再発見してもらうためにも有効と認識しており、今後とも推進していきたいと考えております。

ご提案のアクアスロンについてでございますが、アクアスロンにつきましては、バイクを行わないということでコースはコンパクトに設定でき、トライアスロンに比べてスケール感は小さくなるものの交通規制なども最小限で開催が可能となります。半面、他の大会との差別化が難しく、以前、昨年ですが、トライアスロンのコース検討を行った際にも下田港を利用したアクアスロンのコースの提案もあったわけですが、集客面が厳しいのではないかとこの判断でございます。

南伊豆町におきましても、オープンウォータースイムの推進の一環として以前、弓ヶ浜で開催されておりましたけれども、募集しても申込者が少なく、2016年につきましては募集をしたものの中止となり、以降、実施されていないと聞き及んでおります。このような状況からでしょうか、現在、下田市内におきまして開催を希望する団体は、問い合わせも含まれていない状況でございます。

しかしながら、トライアスロンを初めとしまして、自然を生かした競技の実施につきましては、交通規制や人工面、開催コストとの負担など、地域の負担も決して少なくありませんけれども、コースに景勝地を盛り込むなどのコースロケーションをプレゼンテーションできるなどの魅力発信、選手、関係者滞在による経済効果、スポーツ振興、ボランティア参加、市民一体感の醸成など、多くのメリットがあるというふうに認識をしておりますので、下田の魅力をPRするという観点から、今後も広く検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（竹内清二君） 3番、橋本智洋君。
- 3番（橋本智洋君） これは一案一答形式でよろしいですか。
- 議長（竹内清二君） どうぞ。
- 3番（橋本智洋君） まず、庁舎に関してでございます。

先ほど盛り土の件、お話がありましたが、こちら、やはり現在地を盛り土するというのもう現実的に不可能という見解でよろしいでしょうか。はっきりその辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、仮に移転した場合に、新しい組織の設立ということで、市長さんおっしゃってました見合う人選というようなこと、どういう、その見合う人選というイメージを描いていらっしゃるのかなど。

それと、やはり交通の便ということで、非常にやはり白浜とか大賀茂、吉佐美方面から来る方々が、仮にバスで来た場合とか結構困るんじゃないのかと思うんですよ。その辺、下田駅経由で、仮に新庁舎が決まった場合に、蓮台寺までを終点にするとか、経由にするとかというような方法、策がとれないのかということをお聞きしたいです。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 先ほどちょっと申し上げましたが、下田市の場合にはこの地理的な制約がまず第一前提で、全てが浸水区域なので移転先がない、または山奥で坂道を登り、車で15分もかかる場所しかないというのが該当要件です。今申し上げさせていただいたかさ上げ、盛り土については、この盛り土という表現がどの程度なのかというのが、数メートルでどうしても適切な場所がないというのが回答でしたので、下田にその盛り土というのを当てはめるのは、制度的には困難と理解しております。

○議長（竹内清二君） 市長、どうぞ。

○市長（福井祐輔君） 都市計画等の検討のメンバーでございますが、もちろん市民の方々、経済界の方々、市役所からも入り、そして都市計画の専門家、そういう方々も入っていただいて構成をしていきたいというふうに考えております。

また、市民のメンバーとしては、若い人から、高校生ぐらいから我々の年代ぐらいまでとかそういう形、老若男女といますか、そういう幅広い方たちを入れて、いろんなアイデアを出していただくということで選定をしていきたいというふうに思います。

次に、バスの運行でございますけれども、非常に示唆に富んだご提案だと思いますが、伊豆急が今この駅が終点になっているんですけれども、終点は変わらず、伊豆急を通過をして蓮台寺に行ってください、蓮台寺で反転をして伊豆急の駅を終点にしていただくというふうな運行方法も非常に有効じゃないかと思っておりますので、それは、移転が決まりましたら東海バスと調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内清二君） 3番、橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） ありがとうございます。

次に、企業誘致に関してなんですが、ちょっとやはり認識の違いというんですか、課長おっしゃったその支援制度やルール化ができていないと、資料ができていないというお話なんですが、それはあくまでも当局側の都合であって、相手がいるわけですよ。その電話の一本をやはり入れる行為というのは、民間だったら絶対必要な話で、こんなに間をあけて何もしないと、じゃいいんですねともう判断されちゃうと思うんですよ。で、担当者がかわったというふうなお話がありましたけれども、常識として、かわったら伺いますよね。その辺ちょっと認識を改めていただきたいなど。

それと、やはりせつかくこういうケーススタディがあるんですから、仮にうまく行かなかったとしても、このプロセスというのは非常に大事になると思うんですよ。それをやはりその知識、経験として蓄えていただいて、ほかの企業誘致にも役立てていただくということができると思うんですよ。そのあたりどうお考えですか。まず、認識の違いなのか、常識の違いなのか、ちょっとそれが判断できないんですが、電話一本入れる行為というのは誰でもできると思いますので、その辺お願いしたいなと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） すみません。早急に訪問したいと思いますが、申しわけないですけれども、だんだら遅くて申しわけないんですが、電話は一本入れたから担当者がかわっていたんだというのが認識できたということですので、すみませんけれども、とりあえず一本は入れたということでご理解いただきたいと思います。

それと、礼儀として、訪問するとき、それから、というお話だと思いますけれども、それはそのとおりでと思いますので、早急に、先ほども申し上げましたけれども、訪問したいと思います。

あと、ただ、認識の違いとまた言われてしまうかもしれませんけれども、前回伺ったときから、こちら側が遅いのがいけないんですけれども、何の進展もなく、相手に提示できるものがない中で連絡ができなかったというのがこちらの言いわけでございますので、すみません。そういう状況があったとしても、少なくとも担当者がかわっているということですので、一度訪問したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 昨日、森議員からご質問いただきました感性、私の久しぶりに下田に帰ってきた感性を大事にしろというふうな督促がございましたけれども、市役所に入って職

員と一緒に仕事をしておりますけれども、やはり組織の改変をしたり、いろんな新しい風を吹き込んでいるんですけれども、なかなか今までの仕事のやり方というんですか、そういうのがございまして、また、もう一つは、今まで非常に予算が限定されていたということで、恐らく前の年の繰り返しでいろんな事業をやっていると思うんです。新たな事業に踏み切るということがなかなかできなかったんじゃないかというふうに私は認識しております、これから新しい事業をやるにつきましても経験不足という面がいろんな面で出てくるんじゃないかというふうに考えておまして、これからそういう教育もしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、これから市役所の職員の能力をアップするように、向上するように力をつくしていきたいというふうに考えておりますので、どうかもう少し待っていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 3番、橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） ありがとうございます。

やはり認識のまだ違いがあるかなと思いますが、やはり目的は、今この現状をつなぎとめるといふ行為というんですか、それをするためには、やはり電話なり情報交換をするということは絶対に必要だと思うんですよ。ぜひその辺していただきたいなど。今、市長おっしゃったその新たな行為、事業に取り組むというそれに早くなれていただきたいなどと思います。

次に、下田のイメージ、やはり市長は昨日も答弁の中で、外へのアピールが足りてないというようなお話をいただいております。まさにこの白浜の好印象なPRをしていくように心がけていただきたいなど、また、施策に反映していただきたいなどと思います。

それとアクアスロン、これやはり、私、実はこれ5回の大会、全部出てるんです。そんなに集客がないわけではないんですよ。二、三百人はいます。そして、やはり弓ヶ浜は湊地区で民宿に泊まられているという、結構な経済効果になっております。何とかそれを下田でもできないわけではないと思いますので、実現に向けて動いていただきたいなどと思います。

以上、要望で終わります。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

これをもって3番、橋本智洋君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩に入ります。

午前11時51分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎報第11号及び第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第6号））、報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号））、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議案件名簿の1ページをお開きください。

報第11号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により専第6号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるるものでございます。

なお、専決の日は平成29年10月25日でございます。

それでは、お手元でございます別紙、浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算の主な内容でございますが、平成29年10月22日の台風第21号による被災救急費等を補正したものでございます。

平成29年度下田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,564万6,000円としたものでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。

地方債の追加は、第3表、地方債補正、1追加及び第2項の地方債の変更は、第3表、地方債補正、2変更によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

補正予算の追加は1ページで、災害復旧工事によるものでございます。

1件目、起債の目的、単独水産施設災害復旧事業につきましては限度額200万円追加するもの、地方債の変更の2件も災害復旧工事によるもので、1件目、起債の目的、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業につきましては、500万円を増額し、限度額1,080万円とするもの、2件目、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、1,150万円を増額し、限度額1,700万円とするものでございます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをご用意ください。

まず、歳入でございます。

総務課関係、20款1項6目1節、現年発生補助災害復旧事業債500万円の増額は、公共河川・道路橋梁施設災害復旧費です。同2節、現年発生単独災害復旧事業債1,750万円の増額は、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業1,550万円、単独水産施設災害復旧事業200万円。

続いて建設課関係、13款1項2目1節、国庫予防福祉施設災害復旧費負担1,000万円の増額は、平成29年債道路橋梁災害国庫負担を受け入れるものでございます。

それでは、4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございます。

総務課関係、2款1項6目0210、財産管理事業28万9,000円の増額は、赤根島市有地道路修繕、12款1項1目、一般会計予備費2,248万5,000円の減額は歳入歳出調整額。

防災安全課関係、3款5項3目1841、災害対策事業51万4,000円の増額は、10月22日台風21号に係る災害対応の時間外勤務手当。

産業振興課関係、5款4項4目3880、田牛地区排水処理施設管理事業160万円の増額は集落排水事業特別会計繰出金、10款1項5目7209、単独農用施設災害復旧事業40万円の増額は倒木崩土除去修繕2カ所、同6目7227、単独林用施設災害復旧事業73万円の増額は倒木崩土除去修繕3カ所、同7目7240、単独水産施設災害復旧事業590万円の増額は、修繕料270万円で7カ所、単独水産施設災害復旧工事320万円で、白浜漁港一色第2護岸復旧、同4項5目7116、単独保健休養林施設災害復旧事業19万円の増額は爪木崎自然公園修繕。

観光交流課関係、10款4項2目7642、単独観光施設災害復旧事業339万円の増額は修繕料で、吉佐美はまぼうロード床板張りかえ、板戸プール柵修繕ほか2カ所。

建設課関係、10款2項2目7360、公共道路橋梁施設災害復旧事業1,607万3,000円の増額は、市道大浦鍋田通り線の公共災害分で事務費経費ほか、測量業務委託50万円、公共道路共用施設災害復旧工事1,500万円は、石積工、ガード改修、舗装工など、同3目7428、単独河川災

害復旧事業230万円の増額は、堆積土砂しゅんせつ修繕等8カ所、同4目7488、単独道路橋梁施設災害復旧事業2,007万円の増額で、修繕料457万円は倒木路面流出等除去等21カ所、単独道路橋梁施設災害復旧工事1,510万円は、市道鶴島大浦線石積み舗装工等3カ所、同5目7501、単独住宅災害復旧事業2万9,000円の増額は、大沢市営住宅ごみ置き場入り口修繕。

生涯学習課関係、10款4項3目7651、単独保健体育施設災害復旧事業350万円の増額は、単独保健体育施設災害復旧工事で、吉佐美運動公園電子シェルター取りかえ等でございます。

続きまして、議案件名簿の2ページにお戻りいただきたいと思っております。

報第12号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により専第7号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、専決の日は、一般会計と同様、平成29年10月25日で、台風第21号による被災復旧経費等を集積構成したものでございます。

それでは、別紙、浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要のほうにお戻りください。

補正予算書の23ページをお開きください。

平成29年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,401万6,000円としたものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるということで、予算書の24ページから27ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目1節、一般会計繰入金160万円の増額は、田牛集落排水場修繕に係る歳出不足額を一般会計より繰り入れるもの。

歳出でございますが、1款1項1目9000排水処理施設改良360万円の増額は、田牛集落排水処理場の修繕で、街灯施設復旧、堆積土砂除去、建物扉復旧、4款1項1目予備費200万円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第11号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第6号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第2号）から報第12号 専決処分

の承認を求めることについてに係る専第7号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごと質疑を行います。

まず、報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第6号））に対する質疑を許します。

13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 集落排水事業への160万円のこの繰出金であります。両会計にわたっておりますので、この一般会計のほうで質問いたしますが、どのような工事概要になって、その後これが進められれば再度支出する危険というんでしょうか、また壊れるというか、再支出が必要でなくなるような形のものなのか、その点について1点だけお尋ねいたします。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 台風第21号、ご存じのとおり、海岸線沿いが高波と風でかなりの被害があったということで、これ全協のときに防災安全課長のほうから報告があったと思います。その中で、田午集落排水の施設ですけれども、高波によって堆積土砂が敷地内に埋まったと、それを取り除いた。なおかつ、周りをフェンスで入らないように囲ってあったんですけれども、それも飛ばされた。もう一つは、扉ですよ、出入り口の、それもちょっと風で壊れたということで、基本的には現況の復旧ということでございまして、災害復旧ですので、現予算予備費でなかったものですから、一般会計から繰り入れさせてもらって、その現況復旧をさせてもらうという予算になっております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ぜひ要望しておきたいと思いますが、大浦の道路の崩壊も、たびたび台風が来ますと、2年に1度とか3年に1度、崩れるような状態になっているんじゃないかと思うんです。この、今、課長からご答弁いただいたところも、また大きな波が来ると同じような事態が起こるといようなことがやはり想定せざるを得ないと思うんですが、ぜひとも、そういう波が来てもそこが壊れないような、単なる復旧だけではない手当てというんでしょうか、そういうものをぜひ検討してくださるよう要望をしたいと思います。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第60号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により議第60号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、議案件名簿の3ページでございます。

議第60号 教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

最初に、本議案の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、委員は当該地方公共団体の長の選挙権を有する者で、品格が高潔で、教育、学術及び文化に対し識見を有する者のうちから、地方公共団体としての議会の同意を得て任命するというものでございます。

また、同法第3条の規定によりまして、投票する任命数は5名であり、本市におきましても教育長を含め男性委員が3人、女性委員が2人の5人で運営しており、委員の選任については、教育長を除く教育委員4人を慣例により、中学校区で区分けし、それぞれの地区に配慮して任命させていただきたく、任命いたしました方でございますが、氏名は天野美香さんで、住所は下田市三丁目13番19号、生年月日は昭和40年10月26日の51歳でございます。提案理由でございますが、今回、下田地区選出の天野美香委員が平成29年12月13日をもって任期満了を迎えるので、同委員の再任につき議会の同意をお願いするものでございます。

天野さんの主な経歴でございますが、広島県呉市のご出身で、昭和59年3月、市立広島音楽高等学校フルート科を経て昭和61年3月、尚美音楽短期大学を卒業、実家の家業を手伝いながら、手伝われる傍ら、結婚式等の司会者として活動されておりました。その後、平成16

年3月結婚を機に下田市に移動され、ご主人が副住職を務められ、宗教法人長楽寺に従事されております。

天野さんは現在、中学校3年生と小学校4年生のお2人のお子様の保護者であり、人格は高潔で、地域住民の人望や信頼も厚く、小学校のPTA会長を務めるなどPTA役員としての活動や小学校での読み聞かせに積極的に参加され、教育行政に関し豊富な識見を有する方で、教育委員として適任の方であります。

なお、ご同意をいただきました場合の任期は、当年12月14日から平成33年12月13日までの5年間となるものでございます。

以上により天野美香さんを本市教育委員会委員として任命いたします。ぜひともご同意を賜りますよう、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第65号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により議第65号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第65号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページをお開きください。

市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例を次ページの12ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法第4条の規定に基づき下田市役所の位置を変更するために必要な条例改正をするものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の142、143ページをお開きください。

改正内容でございますが、下田市役所の位置に関する条例第1条、下田市役所の位置を次のように定めるとして、現行、下田市東本郷一丁目5番18号としているものを下田市河内46番地の1に改めるものでございます。

あわせて、下田市福祉事務所設置条例第1条第2項に、市役所同様、位置を規定しておりますので、下田市東本郷一丁目5番18号を下田市河内46番地の1に改めるものでございます。

議案件名簿の12ページにお戻りください。

附則でございますが、第1項、施行期日、この条例は公布の日から起算して4年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。第2項、下田市福祉事務所設置条例の一部改正、下田市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正するとして、ただいまご説明申し上げましたとおり、第1条第2項中、下田市東本郷一丁目5番18号を下田市河内46番地の1に改めるとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第65号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番、大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 今回の議第65号の条例でございますけれども、さきの9月定例会で特別議決によって否決されたものであります。それで、今回再提案を市長がされたものであります。その意味においては、この提案をする場合に市長から何ゆえに再提案するのかという理由、この3カ月間、この否決を受けた以降、どういう努力をしてきたか、どういう信条を持って対応してきたか、こういうことを市民の前に赤裸々に報告するのが本来だと思います。

そういう意味で、今日は、この9月議会において5人の議員が実は反対いたしました。この討論を私はじっくり聞いたわけです。あわせて、この5人の議員は、10月11日だったと思いますけれども、5人の連名で、いわゆるなぜ反対をしたのかというその所見を新聞紙上に放り込んだわけでありまして。そして、この反対の理由を私なりにつぶさに精査をすると、いわゆる反対の理由には2つあると思う。つまりは場所が悪いというのが2人、それから3人の議員は、いわゆる市長の説明責任が十分でないんだよと、こういうのが3人の一貫したいわゆる反対理由の一つであります。加えて、スタート時点のこの3名の理由を整理してみますと、私と明政会を構成している進士為雄議員は、実は3点の理由を挙げております。

1つは説明責任が十分果たされていないと、わずか2回の説明で提案するのは無理だよと、こういう一つの反対の理由でございました。私も過去10年と言わず、市民に説明して、そして提案すべきですよという一般質問もさせていただきましたけれども、これも一理あるわけです。

2つ目には、この進士議員は、いわゆるあの位置は交差点に近いので、十分安全対策をやる道路管理者あるいは警察と協議をする必要がありますけれども、これをやっていないんじゃないかと、こういう一つの反対意見が第2点目であります。私も、それはもっともだと思えます。

それから、3点目の理由としては、この庁舎を建設する場合に、稲生沢中学校があくまでいわゆる庁舎建設の中で、現在の体育館にしても美術棟にしても校舎にしても、利用のできるものは利用して、そして、本体をなるべく安くすることが、これが本来の道ではなかろうかと、こういう3つの理由をもって反対いたしました。

したがって、これは、それぞれをよく聞けば、内容を精査すれば、大変前向きな提言であったと思います。市長もそれを踏んで、過日の全協でも報告されましたが、少なくとも本会議では、やはり市長自らがこういう提案に対して、素直によしという反対の意見であったにしても、これが正しいと思ったのなら、それを受けてここ3カ月間、いわゆる理解を深める

ために全力を尽くしてきたのだと思います。そういうことを今回の大枠の提案に提案理由として説明するのが筋だと思います。

そのほか、先ほど一般質問で橋本議員は、庁舎の建設とまちづくりということで、市長は、いわゆる今度は民間を入れて十分、庁舎の建設のみならず駅周辺あるいは下田の中心市街地も含めて、住民の意見を聞きながら対応したいという前向きな答弁をしております。そういうふうなことで、ぜひ私は、市長自らがマイクを持って市民に自分の再提案の理由を明確にさせていただきたい。そう要望しますし、質問とします。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、大川議員の質問にお答えいたします。

反対の部分につきましては、大川議員と認識は同じでございます。場所のほうの反対については2名の方がいらっしゃいました。その場所につきましては、かねがね説明してきましたが、やはりこの安全性、そして経済性、そしてアクセス、まちづくりの方針等、4つの評価軸から検討して、最も適したところがあの稲生沢中学校の北側隣地ということをご説明させていただいております。これは市民にとっても、市長と語る会、9月以降10回開催させていただきましたが、市民の大多数の方に理解していただいているものだというふうに考えております。

そして、時期的にも緊急防災・減災事業債が32年度で終わるということでございますので、その緊急防災・減災事業債の期間内に建築をすると、建築を完成させるということになりますと、12月のこの定例会がもう最終的な期限でございます。それ以上延びると、1年延びるごとにその緊急防災・減災事業債が適用されない期間ができますので、そうすると、余った部分につきましては自主財源でやらなければならないということになりまして、非常に財政の負担が大きくなるということでございまして、12月は最後の期間でございます。したがって、この12月に提出させていただいたものでございます。

進士為雄議員の反対の理由ということで3点お伺いしました。1点は説明責任のことでございますけれども、やはり議員がおっしゃるとおり、2回では不足したんじゃないかということでございますけれども、それ以降、指摘を受けまして、各地域で10回の説明を、市長と語る会で説明をさせていただきました。それを通じまして私は大部分の市民の皆様にはご理解をさせていただいたというふうに考えております。

また、アンケートもっております。若い方にとっておりまして、それによりますと、もうほとんどの方が市役所の新しい位置につきましてはご理解していただいているということ

になっております。細部については担当より答えさせます。

次に、交差点等の安全性の確保でございますけれども、これも公安委員会、あるいは警察署、あるいは県の土木事務所と調整を済ませております。これも後ほど担当からご説明させていただきます。

また、稲生沢中学校の跡地の利用につきましても、この経済効果が上がるように、建築のために経費を縮減するというその手段として使うということも考慮しておりますので、これはプロポーザルの項目にも入れるということを確認させていただきたいというふうに思います。細部につきましては担当からご説明させていただきます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、住民説明が足りていないという意見でございますけれども、さきの全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、保護者アンケートなども実施させていただきまして136名の方から回答を得ている。それから、全協の際にはまだ2カ所終わっておりませんでした。議席配付させていただいておりますように、市長と語る会で10回以上行いまして、330名の方に参加していただいている。数として十分なのかというお話も当然でございますけれども、9月からこちらにかけての努力としては、そういったことをさせていただいておりますし、地域住民への説明も行っておりますし、それからあと下田高校の学生たちとの話し合いというようなこともさせていただいております。

あと、開発行為に関する事前協議、それから警察、公安委員会との協議、これも全協でも報告させていただいたとおり、現時点において協力できることは協力しますよと、ただ、絵がないので、細部についての話し合い、協議というのは、段階が進んだごとに話には乗りますというようなお返事をいただいております。現状で特に問題等考えられるようなところはないよというようなことでお答えはいただいております。

跡地の利用のプロポーザルの件でございますが、先ほどの一般質問等でもお話をさせていただいておりますけれども、まだ、これ確定していないんですけれども、プロポーザルの委員会を19日に開催する予定になっております関係から、まだこの仕様をその辺でもんでもらおうというようなことがあるんで確定はしていないんですけれども、当局側といたしましては、1節をちょっと読ませていただきますけれども、設計に当たっての留意点、（ア）として一般事項、そして（イ）として、事業費の縮減に関し隣接する稲生沢中学校施設の有効活用も視野に検討すること。（稲生沢中学校は庁舎完成の約1年後の平成34年3月をもって閉校となる予定となっているが、閉校後の活用は未定である。）校舎、体育館、美術棟の一部また

は全部を付加的機能、窓口や執務室、議場等の庁舎本体機能以外の機能として活用による事業費縮減を検討する。ただし、動線計画、ライフサイクルコストの検討を十分行うものとし、校庭の駐車場としての利用は不可とする。というような1項を入れておまして、プロポーザルしていただく設計業者はその辺を考えあわせながら、こういう下田市の意向に沿った設計が我が社にはできますというアプローチをしてくるという会社を、どんな会社なのかという会社を選んでいくというような形になりますので、そういうところでご了解いただきたいと思えます。

以上です。すみません。

○議長（竹内清二君） 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 市長、何ゆえに冒頭こういう質問をしたかということ、やはり新庁舎の建設は市長にとってこの任期中の最も重要な課題です。しかも3カ月前に否決をされた、議決によって。そして再提案する場合には、少なくとも市長が冒頭、どのような検討をしたか知りませんが、冒頭そういうルートの計画、自分のこの信条をよく市民の前で説明して、そして議会に審議してもらおうと、こういう姿勢は大事だと思おまして質問させていただきました。ありがとうございました。きっと3名の議員は納得するでしょう。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 9月議会の提案につきましては、ご案内のように、この審議会の答申も待たずに提案をすると、否決された後、審議会の答申が出ると、こういうことであります。位置について、この審議会は対象にしていらないからいいんだと、こんなことを言っておりましたけれども、全くこのところの9月議会の対応も今回の対応も十分市民の疑問に必ずしも応えているとは言えないんじゃないかと、こういうぐあいに私は思うのではないかと思うわけです。

それで、まず、9月議会に提案した議案と今回の議案の違いはどこにあるのか、そのことをまずお尋ねをしたい。もし9月議会と全く同じ議案を同じように出したということであれば、まさに議会を冒涇している、こう言ってもいい議案になってこようかと思うわけであり、5人の人たちが否決をした、問題提起をした内容を吟味をしていないと、こういう結論になるからであります。

私自身も場所が悪い、ただ場所が悪いと言ったわけではありません。入り口がどうなっているのかと、審議会の皆さんも、この下田市新庁舎建設基本計画におきます計画の入り口で

あつては入り口が不十分だと、これでは庁舎としては使い勝手が悪い、直しなさいと、入り口が広くなるようにしなさいと、こういう指摘をしようかと思います。右折道路が必要だと、進士議員の指摘もこれらに絡んでいる内容であつて、ただ土木や公安に聞いて問題がなければいいと、こういうことではないはずで。

入り口がちゃんとあるのか、市民が利用するこの庁舎は6メートルの入り口しかない、しかも国道のほうは3.5メートルも下がっている、4メートルほどしかない、誰が見てもこの土地はこのままでは不適ではないかと、こう判断するのは普通の見解ですよ、市長。ここがいいところだなんていう結論は出てこない。しかも、国道よりも3.5メートルも下がっているわけです。そこを埋め立てするわけではない、そのまま使うという計画になっているわけでありまして、1階部分は、大水が出るというようなことになりまして水浸しになるのではないかと、こういう不安を持たざるを得ない。

しかもこれはいわゆる袋地であつて3方を水路に囲まれています。そしてこれらの水路は稲生沢川に通じていると、こういうことになっているわけでありまして。稲生沢川が満水になってくれば、この水路から逆流をしてくる、あるいは近くの山々から水が低いところに流れてくる、こういうことは考えざるを得ないということじゃないんでしょうか。

それらをどう解決するんだという提案もなしに同じことを提案してくる。まさに議会無視そのものだとは私は言わざるを得ないと思うわけでありまして。

そして、今の提案の中では、稲生沢中学の校舎あるいは体育館を、敷地を一部利用したらどうだと、そういう条件もつけてプロポーザルをするんだと、そういうことであれば、もう一年待って、稲生沢中学がきっちり利用できるという条件のもとでプロポーザルをするというのが順当ではないですか。まだ学校施設として中学校が運営されているときではなく、下田中学に統合するという方針のもとでそれらが確定すると廃校になると、こういう間近になって計画を立てる、体育館をどう使うことができるかと、庁舎の一部、今の課長の話ですと、議会事務局等々、外部の団体の施設として使ったらどうかと、こういうようなプロポーザルをするというぐあいに理解しましたけれども、そこはどうなっているのか、どういう提案をしたのか、理解が間違っているのかもしれないから、その点は再度お尋ねをしたいと思うわけでありまして。

稲生沢中学校を使うというなら、使える状況ができたときに、どう使うかということを検討する、そういうことが当然必要であろうと。34年、これは、緊急防災・減災対策債は一定の4年間という措置のもとに区切りをしてやられているというのは確かです。29年の前の市

長のときも29年までだと、こう言ってきましたが、32年まで延びる、こういう状態になっているわけですから、その状態の中では静岡市の実情や、焼津市の実情をつらつら見ても、緊急防災・減災対策債を使おうとしている自治体は県内にも多くあるわけです。必ずしも32年度までというのは既定ではない、これらの必要はないと思うわけであります。延びるということも含めて、緊急防災が先にあるのではない、どこに庁舎をどのような形で建てるのが一番いいのかと、この議論をぜひともする場所と時間をとっていただきたい。

今ここに提案されております中で、例えば検診施設、459平米をこの同じものに建てるんだと、こういう提案になっております。しかし、認定こども園、あるいは保育園、それぞれの幼稚園をとりましても、この旧町にそれらの施設はあるわけであります。多くの検診をするお子さん方は、河内ではなく、働くお母さん方もこの旧町東西本郷に多くお見えになるんだろうと思うんです。そうすれば検診の場所は、メディカルセンターにあるとか、病院の一室にあるとか、幼稚園、保育園あるいは学校施設にあるとか、そういうところにあっただろうが検診施設としてより使い勝手がいいと、こういうことになろうと思うわけでありますが、全てのそういう施設をなるだけこの河内の庁舎に持っていくんだと、こういう考えであっては30億が42億になると、こう指摘せざるを得ないと思うわけであります。

5,700平米の延べ面積をなるだけ小さくしていくということしか、この建設費を大きく縮めていくことは、私はできないんだろうと思うわけです。そうなれば必要な施設は何かと、ここになくてもいい施設はあるべきところにきっちり建てるんだと、持っていくんだと、こういう検討が十分されていない、こういう指摘をしたいと思うわけであります。

そして、私自身のチラシでも明らかにしておりますが、上限33億というような考え方ではなくて、必要な施設は何と何だと、15億程度で建てなさいと、アンケートの中にもそういう意見が多く出されているんじゃないでしょうか。15億程度で建設できるような工夫はどうしたらいいのか、いろいろあるんじゃないでしょうか。

稲生沢中学校が廃校になってからそこを庁舎として使うということも一案であろうと思いますし、全てを集中するというのではなくて、必要なところに集め、それぞれの地域に分散をしていく、そして、減災関係の防災施設はサンワークを整備をしていくという方針を出しているわけであります。県はその横に、交流者の施設があったところに防災センターをつくる、こういう絡みからもあっても県との状態をきっちりとしていく必要があるんじゃないかと思います。

それから、この課題に絡んで市長は下田市民文化会館の説明会のときに、国県の公の機関

から市有地あるいは中学校の校舎等は想定されているのかもしれませんが、引き合いがあるんだと、こういう意味合いの発言をされていたかと思います。やはりそれらの状況をきっちり出していただいて、庁舎やその他の公の施設の、要は国との施設の関係はどのようなところにどうあったらいいのか、こういうことは吟味できるような情報をきっちり出していただいて、出せないのならそのときまで待っていただいて対応をしていく、住民の納得をきっちり得る、市民の合意をおろそかにする、この今の市長のやり方は、前市長のやり方と全く変わらない、こう指摘せざるを得ないと思うわけであります。ぜひともこのようなやり方を改めていただいて、5人の議員が指摘した問題点を、こうですよと言えるような筋道を立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 盛りだくさんのご意見をいただきました。

入り口との関係につきましては、細部は担当から答えさせますけれども、まず、30億を、これが40億になるというお話なんですけれども、これにつきましては上限を言っているわけでありまして、このプロポーザルの協定については、それ以下に抑えてくるというふうに私たちは認識をしております。そのためのスペックを出すんですから、そういうことをご理解をしていただきたいと思います。30億とか決めていません。30億が上限であります。そういうところを認識していただきたいというふうに思います。

そして、稲生沢中学校が統廃合で使用しなくなった後でつくれということがございますと34年度以降になります。緊急防災・減災事業債は32年度までというふうにこれはうたわれています。これはなぜかといいますと、東日本大震災の復興事業が32年度までということで、今、国では考えているようでございます。それまでが緊急防災・減災事業債も使えるということでございます。その後につきましては全く不明でございます。これが延びるという可能性は特になんじじゃないかと、もう復興が終われば国としても延長はしないんじゃないかというふうなことを考えております。

そして、水路の件でございますけれども、私たちが持っている最新のハザードマップでは、現在、候補地として挙げているところは氾濫地域とか津波の浸水域とかそういうところではございませんので、それに従って、我々は候補地として挙げさせていただいているわけでございます。

以上、細部は担当から答えさせます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、9月の提案と条例の提案自体は全く同じでございます。それは見てもらえばわかると思います。

あと、入り口の話でございますが、国道からの入り口、それからハンディさんのほうからの入り口、それから中学のほうからの入り口、その他検討しております、入り口については、議員おっしゃっていた1カ所しかないとか袋地だとかというようなことはないような形での事業を進めてございます。

それから、あと、中学校が完全に廃校になるまで1年待つべきではないか。申しわけございません。私の手元でございます書類を読み上げた形でしたので、うまく伝わらなかったと思うのですが、窓口や執務室、議場等の庁舎本体機能以外の機能を学校のほうで考えられないかというような提案ができませんかという内容の仕様書にしていこうということです。

これはなぜかといいますと、議員もご心配されているように、1年間は当然のことながら、予定どおりに行ってですけれども、1年間は学校として使っているわけなんで、学校として使っているところを並行して市庁舎の一部として使うことはできませんので、そうすると議場に作るなんていうことは当然のことながらできないんで、それらの機能ではない機能で何か考えられるか、経費縮減のために考えられるか。

それこそ議員おっしゃいました検診施設は、こちらに今、検診施設の機能があるんで、1年間はこちらで我慢をしていただいて、駐車場も逆に広くなるんで、ここを使わなくなるんで、それ以外の庁舎機能として使わなくなるんで、駐車場も広くなるということで、こちらで検診機能をやっていただいて、1年後にあいた後に改修工事もやって検診室にするとかといった考え方も、これは設計業者と詰めていかなきゃならないんで、ここでそういう印象操作じゃないんですけれども、イメージがついてしまうのはまた問題があるとは思いますが、そういう提案ができませんかということであって、使っている学校をそのまま庁舎の一部として使うなどという発想ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あとは、先ほど市長からも申し上げましたとおり、15億円程度でやれないのかという議員のお話ですけれども、市長は何も30億、目いっぱい使えという話をされているわけではないんで、今も申し上げましたように、隣の土地、学校用地も有効に使いながら圧縮できるところは圧縮していこうという考えでございますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） やはりこういう建設で上限を幾らにするというような提案というのは、やはり考え直していただかなければならない。むしろ幾らでつくるんだと、こういうところそ必要ではないんでしょうか。病院をつくる時も、これは下田市じゃないんですけども、それは何億で作りましょうと、こういうことでやっているわけでありまして。30億上限なんていうようなことになれば、業者は当然、予算を見て30億のものをつくろうと、こういうことになってこようかと思うわけです。下田市として、そうであれば市長は幾らでつくるかとしているのかと、そういう質問が当然出てこようかと思うわけです。お幾らでつくる予定なんですか、30億上限と言うんなら。

それから、この建物の横に既に、金谷旅館の側に4軒ほどのお宅があるかと思えます。この4階建ての建物をこの4,500平米の三角地に、袋地ですね、僕に言わせれば、建てるといふことになれば、当然、日照の問題が出てくる。建物の日陰そのものがこの敷地内でとどまるなんてことは考えられないと、そういう問題が出てこようかと思えます。

それから、この議案は今から4年以内に発効するんだと、こういう条件でございまして、学校が運営されているときに建設をするんだと、当然、建設工事の音や騒音や、車が入ってくるとか、そういう学校との関連が当然、隣ですので、出てこようかと思うわけです。そういう点から考えてもう一年待つ、崩れたものがはっきりしてから対応をするという配慮が必要ではないかと思うわけです。この時間は有効に、市民合意を得るような努力を市長はすべきだと、この議案は撤回をすべきだと、5人の人が否定をした内容がきっちり答弁できない限りは、そこをクリアする努力をすると、こういう姿勢が市長に求められようかと思えます。いかがでしょうか。お幾らでつくる予定なんですか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 現在のところ場所の議論でございまして、幾らでつくるかというのは、予算のときにご審議していただければというふうに思っております。

次に、日照権の問題につきましては、現地で係等が行っておりますので、その予想を担当からお話しさせていただきます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 4軒の家が日陰になるだろうというお話だと思いますけれども、まだ建物の、基本計画の中で4階というのをうたっておりますけれども、これが、先ほども説明しましたとおり、機能を隣に、学校のほうに分散することによって3階になるかもしれないし、ちょっと日影図の引き方がまだまだなんですが、基本計画の中での4階相当

という形での仮の日影図等を引いてみておりますけれども、それで、現状で法規制に引っかかるような形にはなってございません。

ほんの少しも日陰ができてはだめだというお話をされているのであれば、また話が違いますけれども、法規制の中でのその日影ということはクリアしているというようなことで考えておりますが、いずれにいたしましても仮の姿での日影図を引いているだけなので、これ今後詳細な設計をやっていく中で、当然のことながら私よりもプロが図面を引いていくわけですので、その法規制にかかるようなものを設計はいたしませんので、その辺についてはそういうことをお願いしたいと思います。

あと、現地にも赴きまして、住民の方とも話をさせていただいております、そういうことならということで了解を得ているというか、もうやることは大体決まっているんだろからしょうがないよねというような、しょうがないと言っては言葉が悪いですが、了解していますよというような話をいただいておりますので。

それから、学校への騒音の配慮という件ですけれども、できる限りそれは配慮してやっていきたいですが、建設工事をやるに当たって一切音を出すなどということはちょっと不可能な話だと思いますので、学校側とも相談をしながら配慮をして事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（竹内清二君） 沢登議員、5人の件という発言は1番目になかったんですけれども。

[発言する者あり]

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 先ほどの大川議員の質問にお答えさせていただきましたので、重複とさせていただきます。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

11番、増田 清君。

○11番（増田 清君） 大川議員から出てきた位置の反対者の一人でございますが、私、前回質問したのは、たしか、やはり町の中が、言うなれば、これ以上悪化するのを防ぎたいんだと、どうしたらいいのかということも考えなければいけない、そういう中でやっぱり市庁舎が河内へ行ったときの影響調査をしてほしいという、しなかったのか、してほしいという

話ですか。これをもししなかったらどんな理由でしなかったのか、お答えをいただければありがたいと思います。

それから、先ほど橋本議員が県、国へ私と一緒にいったことを一般質問でお話ししました。この旧町内の活性化につきましては、これは市長も何とかしなきゃいけない、私も何とかしなきゃいけないという気持ちは一緒でございます。そういう中で私は、なるべく近いところに庁舎をつくるべきと考え、今回の県あるいは総務省に、この緊防債の適用について聞きにいったのです。やっぱり一番重要なのは、やはりこの自治法4条にある住民の利用に最も便利であり、交通の事情、ほかの官庁との関係等についての適当な配慮、何とかならないか。言うなれば利便性の問題、そういう問題で何とかこの町の中にできないかと聞きました。

県の危機管理部の担当者は、そういう中でかさ上げ、何メートルか高くするというのは、総務課長が言う10メートルとか何メートルとかという具体的な話はございませんでした。ただ、よく協議して来てください。課長はどっちかというところと財政のほうと話ししてまして、我々は危機管理部と話をし、危機管理部が窓口だということで、そちらで話を伺いました。

そして、総務省にも行きました。総務省の担当官は、実は静岡県に2年間出向していた方で、下田市のこともよくご承知でありました。いきなり伺ったところ、どこへ移転する計画なんですかという話がありました。下田の地理を熟知している方だったので、いや蓮台寺の駅の近くですよという話をしたんですけども、ちょっと驚いたような顔でした。ちょっと首を振って、何というか話になりました。そこで私のほうから、こういうかさ上げの規模、これについてはどうなんですかという話につきましては、県とよく相談してほしいと言われました。

そういう中で、何とかこの旧市街地がこれ以上悪くならないように、やはりこの市役所の位置というのは重要だから何とかできないかということで今も考えています。新聞等では場所の関係で、我々は場所のあれじゃないんです。位置の場所をちゃんと提案すべきという事情もございましたけれども、その中から県の幹部と話し合いを、ちょっと個人的にしたのは……。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） 傍聴人は静粛をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（竹内清二君） 傍聴人は静粛をお願いいたします。

○11番（増田 清君） そこで、今、場所としてはメディカルセンターは災害拠点病院にな

っているわけです。また発電機もございません。これは地震でも来て、もし停電になったら、やはり救急病院とは少し機能は違う。そういうものを、もしあそこに市役所が隣にできたらカバーできる。そしてまた、津波高も道路沿いは8 mくらい。ところが一番北側へ行きますと約2メートル、ぐんと下がるということ、そういうところにかさ上げをしまして、まして今度、裏に100メートル奥には伊豆縦貫道ができるわけです。そういうものを使ったらどうだということも申し上げました。

これはあくまで雑談ですからね。これは市がその気にならなくてはそうならない。そういうところがある。そしてまた、9月の議会でも話をしましたけれども、浸水区域の問題です。これも総務省でお話ししました。言うなれば、外防波堤が完成し、なおかつあと2.5メートルから3メートルかさ上げをする。そうすると海拔8メートルぐらいになる。一番頂上でです。そういうことによりこの下田市の市街地の津波高が、県あるいは国交省とよく相談をして見直しをしていただけるものかなという話をしました。これも我々会議でこの間、来年になったわけです。一応国交省の試験場へ話をしに行っています。

そういう一つの市として努力する。そして場所を決めていく。それも一つの案ではないかなということ。また、2年前、我々会派では、何とか市民文化会館の隣、消防ポンプのちょっと山側ですね。あの辺でできないかということも検討した経過があります。言うなれば、浸水区域外ということがあるかもしれない。それはそれで分かりますけれども、やっぱりそういう努力をして、どうしてもだめならという話ならわかるんですけども、頭から3キロ先のところに移転するんだと、その前にやることがあるんじゃないかなと、そういう気がいたしますので、反対をしたわけです。

そして、先ほどこの緊防債の関係ですけれども、東北地方の津波の影響で、市長は平成32年までにはという話をする。よく書類を見たり聞いたりしますと、昨年、熊本地震が起きました。それも、言うなれば加味して平成32年ということで、これは平成26年からずっとつながっているわけです。国の予算としては年間5,000億ぐらいの金額がずっと起債されております。これについても総務省でお伺いいたしました。これは総務省もはっきり言いません。私が受けた印象、それから地元の国会議員からのお話によると、やはりこれかなり延びるだろうという話でした。これは私の考え、受けた考え、絶対そういうことは言わないと思います。そういうことであります。ですから私の伺いたいことは、やっぱり再度そういうことも検討していただきたいと思うんですけども、考え方をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 議員がおっしゃったように、市としても様々なところを検討した結果、現在のところが候補地として最適であるというふうな結論に至ったわけでございます。そして、津波浸水域外は確実に外すと、津波浸水域内には建てる、緊急防災・減災事業債を使えなくなるということでございまして、垂直方向、水平方向で検討した結果、十分に津波の浸水域外で対応できると、現在の候補地が、そのところで緊急防災・減災事業債を優先して使わせていただくようなところを選定したわけでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 地方自治法第4条第2項に定める、事務所の位置を定め、またこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとする条文の解釈についてかと思われませんが、地方自治法の逐条解説、学陽書房というところから出ている逐条解説によりますと、本項については昭和27年の改正によって設けられたが、市町村の廃置分合等に対して事務所の位置の決定は最も重要な問題の一つとされているからであるということで、昭和27年当時に合併その他で事務所の位置を定めるときに追加されてきている条項ということでございまして、その当時と比較しまして交通の事情その他、変わってきておりますし、そういう解釈で、これ解釈論をぶつけあっても仕方ないとも思いますが、我々としては、蓮台寺駅にも近いですしバスの路線も十分通っているというようなことで、そういった形で、場所で、適しているのではないかとということで考慮しております。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 今、統合政策課長のほうからも自治法第4条の規定につきまして見解を述べさせていただきました。概略的なことを申し上げますと、私ども事務員は適正な事務の遂行にあたっては常日頃から気を遣っています。特に法の解釈とその運用については、今申し上げたとおり、行政の方向性を誤らないように、実務定義や逐条解説等の参考図書を初めとして判例、前例等を参考にするとともに、場合によっては、先ほど申し上げましたように、県や国の機関、上部機関に照会する、指導を仰ぐ、また、もっと深化するのであれば、そういう人、専門家である弁護士にもご相談させていただいて見解を求めているところでございます。

ただいま、今、統合政策課長のほうから自治法第4条の規定について説明させていただきました。その説明が不足したところで、ここに解釈についての改定がございます。しかし、

現在におけるこの規定の解釈運用としては、必ずしも今ある官公庁を同一の場所に集積して持ってくるということは問わず、要は、将来の都市や町の発展形態を考慮して住民の利便に最も適合するように配慮して事務所の移動をすることが重要である。したがって、自治法第4条は、こうしなければ、要するに官公庁は周りにいなきゃだめだよと言っていないんです。もしこれがずっと強制的に動くのであれば、将来どこにも役所は動けないわけです。一斉に官公庁は移動しなきゃならない、そういう非現実的なことはあり得ないんで、こういう解釈がなされています。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 私のほうからは緊急防災・減災事業債の考え方のところだけ補足をさせていただきます。

先ほど出ました津波の浸水想定区域の話、所属のほうも出たかと思うんですけども、私たちが参考にしていてる図書をちょっと読ませていただきますと、想定される地震津波災害の軽減を図るため、都道府県が策定し、地域の住民に周知させるとともに、防災・減災対策に活用されている津波浸水予測の区域が、津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県が設定した津波浸水想定区域などが該当しますということで、この辺でもやはり載っているのが条件となっていることで、今、議員がおっしゃられるような修正には当然、時間がかかると思います。今、統合が計画しているのは、消費税が8%内でかけようというのもございますので、これが過ぎますと、またいろいろな経費がかかるとは存じております。

それから、先ほどの盛り土の関係なんですけれども、先ほど一般質問の橋本議員のときにご回答のほうをさせていただいたんですが、こちら聞いたのが、お2人の議員が国のほうにお出かけになった後、国のほうから県を通じての回答ということで伺っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 11番、増田 清君。

○11番（増田 清君） 県、国への市役所からの問い合わせ、それから我々の説明、若干食い違いがあると思います。そこで、今、この自治法第4条の話がだったのですが、実は、9月の委員会会議録を見ましても、将来発展するところ、河内地区は将来どの程度発展するのか、その辺のところはまだ明らかにされていません。ただ、将来一番稲生沢地区は、一番これから人口が減少するところ。これ人口の将来ビジョンが記載されております。それか

ら割り出すと、そういうふうには稲梓、それから稲生沢地区にも河内、立野、蓮台寺、こういうところが人口が急激に減っていく、こういう場所でございます。そういう観点から私は伺ったわけです。

それから、聞いてもしようがないと思うんですけども、市長がいろいろ検討されたら、場所を、じゃ、どの程度検討されたのか、我々が指摘している場所まで検討されたのか、もし検討されたらお答えいただければと思います。検討されていなければそのまま結構です。

○議長（竹内清二君） 傍聴人に再度申し上げます。

私語は慎んでいただきますようによろしくお願いいたします。私どもの会話のほうにも聴取に支障を来しておりますので、大変申しわけございません。私語については慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） 場所の選定はしっかりと検討をさせていただきまして、何度も申し上げますように、一番適したところが稲生沢中学校の北側の隣接地でございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 11番、増田 清君。3回目でございます。

○11番（増田 清君） 検討されたということですから、検討したデータがありましたら後で提出していただきたいと思います。

終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

2番、進士濱美君。

○2番（進士濱美君） 私のほうから反対議員の一人として、差し迫った現在におきまして、こういう点の詰めが、確認を込めて入っていると思います。

今日、お話の中で新たにちょっと動いてるなという気がしたんですが、一番、最も気になりましたのがプロポーザルで活用例につきまして稲生沢の活用、校舎を含めた活用をお願いしていくというのを今日伺いまして、それと以前に市長のほうから、市長と語る会、あの中で、やはり国ないしは県のほうからあそこの利用活用、移転先としてというお話が来ているというようなのがございました。そうしますと、その辺の兼ね合いがどうなるのかということを少し確認しておきたいと思います。

と申しますのは、現在の沢登議員がおっしゃってましたが、6メートルの急坂のスロープ、これ今、設計上も相当苦勞をなさっているわけです。この前も、これから設計に具体的に入っていくんではないかと思いますが、実は校舎、稲生沢中学校の跡地に国が来た場合は、100%間違いなく、トンネル側の畑、あれを通っていただろうとも思われます。そうしますと、時期にもよるんですが、そちらからの出入りのほうが現在の購入しようとする土地、その方がアプローチが非常に楽になります。スロープが倍ありますので、距離が。するとスロープがもう危ないわけなんですね。難に入っていまして、国が利用するという事になれば、そういうのを玄関につなぐということが考えられるわけです。そうしたことも含めてプロポーザルの中で設計者をお願いしていくのかどうかというところを明らかにしていただきたいと思います。

それから、もう一点つけ加えますが、例えば体育館、あそこは相当使えるんだと思うんですが、隣の道路とか、国がもし来た場合は、現在の庁舎は学校ですね。あれはもう100%使わないわけ。積層が高い所を選ぶと思います。そんな話がこれから展開していくと思われますので、その辺を少し情報をもうちよっと教えていただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 稲生沢中学校跡地の利用についてでございますが、引き合いが来ているというふうに申しあげましたけれども、具体的にどこへ建てるとか、どうするとかという話じゃなくて、国としても考え、あるいは県としても考えたいと、稲生沢地区に、あるいは河内地区に考えたいということでございまして、市が移転してしっかりと市の土地を市が優先するというごことございまして、その後、国とか県と調整に入ることになるというように思いますので、出入り口については現在、基本計画に載っているところとして考えていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、体育館、それから校舎などの建っているほうの面積ですけれども、6,000平米余りあります。それから、それ以外のところで5,800平方メートルぐらい、1万2,000平方メートルぐらいの、稲生沢中学校の敷地としてはあるわけですし、校舎、それから体育館、美術棟のほうを、今、市長からも申しあげましたとおり、まず、どういうふうにご利用するのかしないのか、それを市のほうを優先に考えてやったとしても、その残り面積としては6,000平方メートル以上残ってくるというような形になりますので、国、県の引き合いに対して対応することも、それは可能だと思いますけれども、第一義的には市

の施設をまずどうするのかということになってくるとも思います。

それで、何が来るか、どう来るかもまだちょっとわからない状況で、市の庁舎の建設の事業を進めている関係もございまして、議員おっしゃるスロープのお話等もわからないわけではないんですけれども、次々とかいう与条件、ああいう与条件という形での設計をお願いするというのはちょっと難しいかと思っておりますけれども、また設計する業者が決まった中で、コンペと違いまして、もうこの形だったら動かせないという話じゃないんで、そういう声も出ているけれども、対応というのはできますかと、多分ちょっとできないんじゃないかと思うんですけれども、できますかという投げかけその他は行っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹内清二君） 2番、進士濱美君。

○2番（進士濱美君） 最初に聞いた国との問題なんですけど、実は国が、旧町に税務署、職安、裁判所、検察庁等がございまして、重要な部分を相当広く占めていたわけです。それが移転をするとしますと、旧町の新しいつくり方、考え方、これに即つながら重要な拠点ということで、私も非常に気を配ってあえて聞いたつもりです。それとつながっておりますんで、場所だけが云々ということではなくて、庁舎というのはそういう町の、即刻ほかにも影響していくんだと、学校の移転にも影響してくるんだというそういう横の連携、具体的な考え方でいくべきだろうと私は考えるんですが、具体的に国のほうが決まっていないということでございまして、それはそれでスペースは十分ありますから、約3,800坪ぐらいですか、十分だと思います。来るんであろうとあれば、学校は壊さなくてもできるんだらうと、それはできるんだと思ひますから、時間差があっても構わないだらうと思ひますが、先ほど申し上げたトンネル側の、あの畑から入るスロープという考え方、地価は私は聞いていないんですが、それほど大きい提案しているわけではございませんで、それも含めてこっちにも絶対ということではなくて、柔軟に設計者のほうに相談をかけて、それをお知らせしていただきたいと、そういう気持ちで現在はおります。

以上で終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

1番、進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 先ほど大川議員のほうから何か私の名前が出ていましたが、前回反対したのは、そういう大川さんが言っているようなことなんですけれども、行政の要するに仕事というのは、民主的な決め方をしなきゃならないと私は常々思っているわけです。先ほど

市長からもあったように、あの2回の説明では足りないとは思ったわけです。要は当局と議会で合意を得れば進められる事業というものでは、これはないと思っています。

というのは、行政視察の中で、市長にも前にも言うておりますけれども、氷見市に行ってきたんです。氷見市のほうは、高校の統合によってあいた高校を利用して庁舎を建てた。当初は要するにまちなかにあったんです。それを議会と当局が相当スピーディにやって決めたと、そこにやっぱり市民が置き去りになって、今でもやはりくすぶっているわけです。そういうことからすれば、十分その説明をしてこなかったというふうに私は思っているわけです。

そういうところの中で、例えば、その前の3.11が起きたときに拙速、僕に言わせれば拙速な考えの中で敷根の公園に建てようとか、こども園もしかりです。こども園なんか見ますと当初予算の倍以上かかっているようなところもありますし、あえてそれを減らすために、例えば下水道を引っ張っていった。それによって中学校から何から、あの辺の施設が全て接続しなければならない形になるわけです。

当然、3.11が起きたときに一番考えなければいけないのは、防災計画の立て直しの中で庁舎はどこにあるべきかという議論が優先されるべきであって、そういうものは当然ながら事務屋さんがきちんと説明して、トップダウンではなくて、そういうものの決め方をしていかなきゃいけないんだと。それがこども園にああいう大きなお金を使ったことになり、しかも、例えば中学校が避難場所になったとすると、合併槽であれば、下水道が仮に壊れたとしても仮のトイレなんか使わなくていいわけです。市長も常々その話はしていますね、合併槽の話は。そういうことからすると、庁内の中でもきちんとした議論がされてないというふうに私は思っているわけです。ですから、9月に上程したやつがなぜ延びたかというのは、相当きちんとした猛省をしていただきたいというふうに思うわけです。

これからも中学校とか大きな仕事がございますよね。先ほど一般質問でも図書館とか、そういうことの中でトップの考え方だけではなくて、当然、要するに市民にかかわるものであれば市民の意見を聞くと。例えば、今言ったように、市と議会が決めて説明会に入れば、地区の説明会へ行ったとき、どういう反応が出るかという、もう決まったことではねえかと、意見なんか言ってもしょうがないじゃないかと、こういうことになるわけです。

そういうことからすれば、順番はまず、市民にかかわることであれば、市民に十分説明した後、最後に議会の議決というのが順番なんです。その辺のところをきちんとやってから考えていかないと、これからの事業も、これはここでどうのこうのと言いませんけれども、かなり手続的におかしなところもあります。

ですから、当然、市民の中では、もう何年この話をやってまして、もう早くつくってくれと、これは当然あるわけです。それは承知の上で、反対ではないんですけども、本当は継続審議ということでやりたかったんですけども、継続審議は通らないんで反対になるわけですけども、そういう要するに不十分、不十分とは余り言いたくもないけれども、そういう決断をしているわけです。そういうことを考えたときに、やはり当局は真摯にその辺のところは受けとめた言葉が必要だなというふうに思います。

ですから、後ろの皆さんも同じ市民の中で、やはりそういうところの意見を聞くということが非常に大事だと思います。学校でいけばPTAとかそういうところになってきますけれども、学校のほうはよくよくPTAだったり教育審議会だとか、いろいろ活発にやっておられるようですけども、時間がない中で、かなり、今回の庁舎のほうについては拙速に決めてきたという感じがします。

4月に最後の説明会をやっているわけですから、前倒しで5月、6月、7月、8月あるわけですから、そこで本来やるべきことですよ。地区説明会はいつも定例では11月なんですけれども、こういう大きな問題は前倒しでやるというような臨機応変な態度をとらなければならないんだということでもあります。

そういう面では、ちょっと言葉は適当ではないですけども、3カ月延ばした中で、地区において、市長は賛成の意見が多かったというような気分ですけども、この内容を見ますといろいろありますよ。安価につくってほしいとか、さまざまな要望があります。この要望の中をやはり市民の意見としてきちんと聞いて、真摯な態度でできるものはやっていくということを心がけてやっていってほしいと思います。

答弁のほうは結構です。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分休憩

午後 2時45分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議ありますので、起立により採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番、沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 反対意見を述べ、討論に参加させていただきます。

この位置の変更の条例は9月議会に出されたものと全く同じであると、こういうぐあいには言っているわけでありまして、したがって、そのときに指摘されたそれぞれの条件がクリアされていなければ、当然これは反対をすると、こういうことにまずなつてこようかと思うわけでありまして。

そして、何よりも、安全だとは言っておりますが、入り口が明確にないと、国道に接していると言いながら、直接、国道に接していない、そして、水害の心配もある、国道より3.5メートルも低いところが地盤となっているわけでありまして。そして、信号機で三角地の袋地であると。建物を建てるのにこのような一般論として土地を選ぶ人はないというのは、常識ではないかと思うわけでありまして。

ただ、図面上、当局が照らし合わせて、ハザードマップ上はないんだと、こういう議論がありますが、この議論はまさに、市民の意見をいろいろくみ上げて、比較検討をして、ここが一番いいところだと、こういうことではなく、当局が一方的にここが一番いいところだと、こういう論理を押しつけてきてまいっているのではないかと思います。

そして、皆さん、何よりもこの下田の現状の中で、中心市街地から離れた河内地区に庁舎を持っていく、このことは、どういうまちづくりをするのかと考えたときに、進めてはいけない方向ではないかと思っております。人口が増えて、活性化している町がより一層町を広げ

ていこうと、こういうときであれば、その論理も理解ができようかと思いますが、3万の人口が2万を切ろうと、やがて1万5,000になるかもしれない、こういう状態のときに、町を広げていくような方向ではなく、やはりコンパクトシティとして、六丁目の皆さんが、岩下の皆さんが要望書を出し、そして商工会議所の皆さんが要望書を出してきているわけであり、この経過の中で。これらの要望を全く聞き入れることなく、当局が一方的にこの場所が一番いいところだと、こういうやり方はぜひ改めていただきたい、撤回をしていただきたいと思うわけであります。

少なくとも河内を含めてそれぞれの方々には、例えばメディカルセンターはどうかと、市民文化会館はどうかと、あるいはこの場所はどうかと、こういうことを提案をしているわけでありますので、比較論をして、やはり河内が一番いいと、こういう結論に至ったときに決定をしていく、こういう姿勢こそが今求められているのではないかと思います。

さらに、この経済状況の中で上限30億だというような考え方は、はなから改めていただかなければならない。下田市にとって必要な庁舎の機能は何であるのかと、そして、最少の金額で立派な庁舎を建てる、こういうことこそが求められていようかと思うわけであります。

熱海の庁舎は、同じ5,700平米鉄骨造りで16億2,000万円であります。そして、南伊豆町は、約3,000平米3階建て、8億8,400万円で購入しているわけであります。このような現状からいって、上限30億がこの経済状況の中で、物資の値上がりですれば40億を軽く超えてしまうこと、明らかではないかと私は思うわけであります。

建設費の内容も位置の観点からも、そして、位置の進め方、行政の進め方の観点からも、余裕を持って、時間を持って組み立て直すということが今求められていると思うものでございます。

30億ではなく10億程度でつくれば、借りるお金も七、八億で済むと、こういうことになってまいるわけであります。どうかバブルのような形で経済運営を進めるのではなく、身の丈に合った、この下田の現状に合った行政運営を進めていただきたい。特にまちづくりのポイントとなります庁舎の問題は、いろんな意見が出てまいるわけですので、その意見をどう調整してまいるかと、大きな課題であろうと思います。

そういう点で撤回を求めて、私の討論を終わります。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

9番、伊藤英雄君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 賛成の立場から意見を申し上げさせていただきます。

質疑をいろいろ聞いておりましたんですが、これまでの経緯、それから当局の説明について十分な理解がまだされていないのかなど、そういう印象を持ちました。

新庁舎は石井前市長のときからの懸案事項で、建設場所については、本当に、さまざまに、さまざまな場所が検討されてきたわけであります。石井前市長も当初は現在地での建てかえも検討されておりました。しかし、浸水地域である点、仮設の庁舎が必要である点でやはり大きな金額がかかる、こういった中で高台に決定をしたわけであります。そして、石井さんは元ですね、間違えました。で、楠山前市長においても現在地を含む5カ所か6カ所のところをやはり検討されて、後半には駅との合築案も出された。実に過去さまざまな場所が検討され、主に中心市街地といわれる場所を、それこそ中心に、本当にいろんな場所が検討されてきたんですよ、石井さんの時代も楠山さんの時代も。

そういう中で石井さんは高台を選び、楠山さんは中心市街地に近いということで敷根民有地を選ばれてきた。そういう歴史を踏まえて福井市長が稲生沢中学校北側を選んでいるんですよ。一部には、比較検討はされていないとか、場所を検討していないというような発言もあったようですが、それは過去この8年から12年の歴史を全く理解されていないと言わざるを得ないのです。

石井さんの時代から、本当に場所については出て、何が必要で、何が求められているのか、どんな場所がいいのかについてもさんざん議論をしてきました。まず第一は安全ということです。そもそも東日本大震災を受けて、やはり浸水地域はまずいだらうと、こういう結論で、それは石井元市長も楠山前市長も当然、現福井市長も同じ思いでやってきて、それはそのまま市民の多くが、やはり浸水地域はまずいだらうと、こういう合意形成の中で進んできたんだらうと思います。したがって、浸水地域に建てたらどうかというような反対意見もありましたが、それはこれまでの経緯、これまでの議論、そしてこれまでに意見表明された市民の意見というものを無視しているとしか言いようがないものであります。

また、上限30億円についても、ほとんど残念ながら理解をされないまま反対されている意見も聞きます。上限30億というのは、建設費が30億ということではないんです。10億円で建てるとか言いますけれども、実際に建設費は、やっぱり設計も何もない中で建設費は決まらないんですよ、正確な建設費は。上限ですから、当然30億円を超えることはない、今までの説明を聞けば、借入金の金利分も含んでいるわけですよ。そういう中で上限30億円について、やはり正しい理解を得ていただきたい。

反対意見は今の中で言えば、建設費が30億円であるかのように言っていますが、そうではない、建設費は10億になるかもしれない、15億円になるかもしれない。しかし、それはやっぱり市民の意見も入れながら、必要な面積を検討しながら設計ができた段階で決まってくるのであって、今、設計も何もできてない中で、幾らになるんだ、幾らになるんだ、40億になるんだと言っても、それはちょっと無理な意見ではないかなというふうに思います。

これまでの経緯を含めていけば、やはり防災面で言えば浸水地域外であること、そして、急傾斜地の崖崩れもなく、土砂災害の心配もない、かつてあの辺では、確かに一部大雨等により浸水もありましたが、河川改修後は全くそういうことはありません。したがって、河川改修後は浸水地域から外れており、大雨による洪水の心配も、少なくとも河川改修後は1度も起きていないという事実があるわけであります。したがって、非常に安全であると。また、石井さんの時代のように、高台のように、新たな大きな造成をする必要がないと、平地の中で建てられるということは、建設費が比較的抑えられる場所であるという、こういった中で、まさに適地であるだろうと。

そして、何よりも市民の支持を得ているのではないかと。9月議会の否決された後、多くの市民が意見を出しました。私のところにも入ってきたし、ここにいる全議員のところにも多くの市民が行っていると思います、意見が。ほとんどは賛成の意見でした。こうした9月以降の市民の意見を取り入れるならば、市長提案の稲生沢中学校北側がまさしく庁舎の適地であるというふうに考えて、これに賛成するものであります。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

これより議第65号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

本案は地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする特別多数議決となるため、可否同数という事態は考えられません。

よって、議長は採決権を有せず評決権を持つため、出席議員の中に含まれます。

ただいまの出席議員は13名であり、その3分の2以上は9人以上です。

本案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 出席議員13名、ただいまの起立者は11名のため、出席議員の3分の2以上です。

よって、議第65号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを可決することに決定いたしました。

◎議第64号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により議第64号 下田市私債権管理条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議第64号 下田市私債権管理条例の制定について、ご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお開き願います。

○議長（竹内清二君） すみません。失礼いたします。

退場の際は私語を慎んでいただきますようお願いいたします。

○総務課長（井上 均君） 議案件名簿の7ページをお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、市の保有する私債権の管理を適正に行うため、私債権に関する事務処理の一般的基準、その他必要な事項を定めるものでございます。

今回の条例制定は、本市における司法上の原因に基づいて発生する金銭債権の適切な管理を図るため、督促や強制執行等の処理基準を明らかにするとともに、将来にわたり徴収することができない私債権を放棄できるよう独自に債権管理事務の適正化や合理化などに取り組むものでございます。

また、私債権についても市税部門に準じた徴収管理制度を目指し、厳しい市の財政状況の中、未収債権について少ない人的、物的資源で最大限の収入の適正化を図り、市の債権管理の一層の適正化を図るため、私債権に係る規定を整備するものでございます。

それでは、条例制定の内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の127ページをお開き願います。

127ページになります。

第1条は、この条例の制定目的を規定したもので、市の債権に関し、事務の処理について一般的基準、その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期すことを目

的としております。

第2条は、市の私債権とは、金銭の給付を目的とする市の権利のうち水道料金など司法上の原因に基づいて発生する債権をいうもので、いわゆる契約行為により発生する債権をこの条例の適用対象とする債権と定義し、その範囲を明らかにしております。

続きまして、128ページをお開きください。

対象となる債権をフロー図により区分しております。こちらの図面は8月の全員協議会のほうでもお出しさせていただきましたので、細かい内容については省略をさせていただきます。

続いて、第3条になります。市の私債権の管理に関する事務の処理について、他の法令等の関係について明らかにするもので、原則として地方自治法施行令及びこの条例に規定するところによります。

第4条は、法令等の定めに従い適正に管理する義務を市長の責務として規定しております。

続きまして、129ページをお開きください。

第5条は、市の私債権を適正に管理するため、その経過記録の整理が極めて重要であることから、台帳を整理することについて規定しております。

ここからなんですけれども、続く第6条の督促以降、私債権にも上級法となります地方自治法の規定ができるように条例第6条から第12条までの7条分につきましては、地方自治法施行令の条文を引用して確認規定といたしております。

125ページをお願いいたします。戻っていただいて125ページをお願いいたします。

こちらのほうに説明資料②がございまして、債権の区分でございます。この債権の区分のうち私債権列、右から2列目なんですけれども、この太枠について地方自治法施行令等で定められている条文をこの条例のどの条文で引用しているかを示したものが一番右列の関連条番号になります。

一つずつちょっとご説明しますが、督促の根拠は、地方自治法施行令171条を引用して条例の第6条で規定しております。強制執行等は、地方自治法施行令第171条の2を引用し条例第7条で規定、履行期限の繰り上げは、地方自治法施行令171条の3を引用し第8条で規定、債権の申し入れは、地方自治法施行令第171条の4を引用し第9条で規定、徴収停止は、地方自治法施行令171条の5を引用し第10条で規定、履行延期の特約は、地方自治法施行令171条の6を引用し第11条で規定、債務免除は、地方自治法施行令171条の7を引用し第12条で規定といたしました。

なお、太枠の中で改正民法、実はこの民法の改正が平成29年5月に国会で可決成立しております。平成32年度をめどに施行される予定であるため、原則、民法で対応できるものは、あえて条文化いたしませんでした。

最下段、一番下の最下段の債権放棄につきましては、申しわけございません。逐条解説のほうにお戻りいただき、140ページをお開きください。

第13条は、一定の状況を満たす市の私債権について、市長の放棄できる旨を定めたもので、本条各号のいずれかに該当する場合は、議会の議決を要することなく債権放棄することができるのですが、事後に議会に報告しなければならないと規定するものです。

第1号は、債務者が著しい生活の困窮にあり資力の回復が困難であると認められるとき、第2号は、破産等の法律により債務者が歳入について責任を免れたとき、第3号は、強制執行等の措置を行ってもなお完全に履行されず、債務者が無資力で弁済する見込みがないとき、第4号は、徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過しても履行される見込みがないとき、第5号は、消滅時効が完成し、かつ債務者の所在が明らかでないため当該債務に係る債権の未行使の分を確認できないとき、以上を地方自治法第96条第1項の10号の規定による債権の放棄に関する特別な定めとして規定をするものでございます。

続いて、141ページをお開きください。

第14条は、この条例の施行に関し特別な事項を別に定めることを規定しているものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を平成30年4月1日とするもので、住民周知や事務処理準備を考慮し、約3カ月の期間をいただくものでございます。

恐れ入ります。前にお戻りいただき126ページをお開きください。

126ページのほうが説明資料3で、私債権管理フローで水道料金というふうになっております。こちらが一例といたしまして水道料金の私債権をフロー図にしたものがこちらにございます。

流れといたしましては、上段から下段に移るんですけども、最上部、給水契約より債権発生から給水停止までの手順を上から順に進み、資力のある方については即時納入を強く求めていきますが、いきなり、その下にありますように、強制執行を行うということではなく、分割納付など、それぞれの実情に合った対応をしていく予定であります。また、今度は右矢印のほうになりますけれども、調査等により履行困難な場合につきましては、すみません、左矢印ですね、左矢印に進み、例えば時効期間が経過し、かつ債務者の所在が不明である場

合については、債権放棄の事務処理の上、欠損処理となりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第64号 下田市私債権管理条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番、大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 説明資料の124ページ、私が聞きたいのは、この新たに管理条例、私債権の管理条例を制定することによっての具体的な効果というものを説明していただきたい。つまりは124ページに下田市の対応債権の状況というようなことで、28年度末に水道を入れて約5,000万の債権がある。そういう中であって、私も長く議員をやっていて、これはおかしいなと思って、何か方法はないのかと長年疑問に思っていたのが、例えば災害援護復興貸付金欄で、これが838万1,388円あると、こういう数値があります。

それで、それを私、決算特別委員でなかったけれども、実はこの決算の特別委員会の資料を見ると、この838万1,388円、この債権の内容は災害復興資金、火災だな、これで貸付金が71万3,270円あります。そして、災害援護資金で、16件で、これが766万8,118円あります。足して838万1,388円が28年度のこの債権ですと。そして、これの内容は、例えばこの災害援護資金、これが、私が議員になったのは昭和50年ですが、49年の地震のときからずっとこの未払いのやつが今日まで来ているわけです。

それで、この内容を見てみますと、時効が成立しているのがもうほとんどなんです。そして、徴収停止をしているのも、これまた相当数ある。こういう現状なんです。しかし、決算のこの内容を見ると、全てがこれはいわゆる欠損処分という形で処理ができなかった。そして830万という、ずっと来ているわけです。

そこで、確認の意味の質問ですが、これは来年の4月1日からこの条例が施行されると、こういうことではありますが、これまで長年の、実質上、供給停止なり何なりしているものが、いわゆるこの条例ができることによって、どういう手続でやれるのか、今後は対応していくのか、恐らくきちんとこれはできる形に、援護資金なんかもう取れないやつで、もう行方不明の人も結構いるんですよ、これは、中身を見れば。だから、その辺のいわゆる実質的な、この条例を制定することによって当面、効果はこういうことですと、そういう説明をしてください。お願いします。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） ありがとうございます。

今、議員ご指摘の124ページをご覧になっていただきますと、私債権につきましては、一番下段のところでは5,089万7,375円、これが28年度の決算での納期未到来分を除いた分、滞納額となっております。これまで皆さん、議員さんは大体ご存じかと思うんですけども、この私債権の部類につきましては、時効の期間が経過しただけでは不納欠損ができないようになっています。で、条例による債権放棄の規定がない自治体ではこの不納欠損ができないので、今回これをつくりたいというのが、まず大きな趣旨でございます。県内では大体半分ぐらいが今つくってあるというところで、下田市もこれをやりたいという形。ただ、決して債権を放棄するだけではなく取れるものは取る、ですので、強制執行等も地方自治法施行令に基づいてやるような形になっております。

とりあえず、これからの作業といたしましては、今回の条例のほうが可決されましたら、その後、今度は4月1日までに各部署のほうといろいろ連携をとって、これまで各部署が一番ベストと思ってやっていた作業が、やはり食い違いがあるかもしれませんので、統一的なまず統一をとってから、4月1日から督促状とか催告書とかこういうのにかかり約1年間、ですので、当初29年度中に欠損作業はもうできるんじゃないかというふうに思っていたんですけども、さすがにこういうふうな法的なところはかなり厳しいので、30年度中にその辺が整理できるように、約1年かけてやっていきたいなというふうに思っています。この辺が今、市のほうでも収納率向上ワーキング会議というのがございます。その中に私債権の部会というのをつくろうということでお認めいただいているものですから、その中で、みんなで勉強しながら、市税に負けられないようなものを打っていきたいというふうに考えております。

なお、今、議員ご指摘の中のこの約5,000万のうち、どのような形になるのかというのを、一応私のほうも決算特別委員会に出した資料等で各担当課のほうで整理をしてもらいました。そうすると、実際にはきちんと調べなければわかりませんが、やはり約3割程度が整理できるものではないかというふうに思っています。ただ、どれをとといいますと、ちょっと語弊がありますので、細かい明細は、用意はしてありますけれども、ちょっとお出しはできないんですけども、約3割程度がもう執行停止、ほかの税でしたらもうとつくと欠損処理ができていないようなものではないか、身元がわからないとかですね。ただ、そうは言いましたも、全て督促、催告からまたスタートを4月からかかる予定でおります。

それから、あと、金額の大きいのも何件かございました。実際にはこれから、今、議員さ

んのほうで議決事項になっているのが、50万が和解訴訟関係が、50万が今、議決になっていきますので、それ以上のものを例えば裁判所のほうに提訴するとかというふうな形になりますと議決が必要になります。で、50万円以上の案件というのが、今現在のこの中で18件ありました。ただ、それをうちのほうとしては即刻、強制執行とかそういうふうに持っていく気は毛頭なく、先ほど言いましたように、まず分納から始まり、さまざまな納付を促すような手続に入ろうというふうを考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

4番、滝内久生君。

○4番（滝内久生君） この債権管理条例は、平成22年の監査委員のご指摘を受けましてようやくできたということで、大変ご苦勞なさったと思います。ありがとうございます。

その中で、僕ら凡人ですのでちょっとわからないところがありまして、時効期間の問題ですけれども、時効期間、債権によって違いますよという表現がしてありますんで、委員会するときにもう私債権、何、何、何とわかっているんで、その時効期間のわかるようなものを用意していただきたいと思います。

以上です。要望です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 従来、この条例の定めがない形で、既にここにありますが、124ページにかかわるものは事務を進めてまいっているわけですね。そうしますと、この私債権の条例をつくることによって、先ほどの大川さんの議論で災害援護資金等の軽減というんでしょうか、抹消ができると、こういうことのお話を受けましたけれども、その他、これをつくることによって違いが出てくる部分というのはあるのかと。それから、強制執行といいますと、裁判所等を通じて差し押さえ等々の競売にかけるとかというようなそういうことを想定しているんだろうと思いますが、この保護費の返還が非強制徴収というような形で区分がこの124ページにされておりますが、これがちょっとどういうことかわかったら教えていただきたい。

それから、125ページの民法のこの改正が平成29年5月ですか、これにかかわる、対応できるものはこれで対応するからこの条例には掲げないんだというご説明でしたけれども、内容的には、民法のほうの規定というのはどういう部分なのか、時効の期日だとか等々を含め

て民法のほうのものになるのかというようなことをお尋ねをしたいと思います。

[発言する者あり]

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） まだきちんと調査していないので、具体的にはなかなか言いづら
いんですけれども、約5,000万円の、そのうち3割程度がもう執行停止に当たるようなもの
で、先ほど皆さんのおっしゃられている災害援護資金とか、やっぱり水道料金、この2つぐ
らいが一番大きいところかと思えます。

細かいところは、またこれから調査した上で、最終的には、条例にもありますように、イ
メージとしては、他市のほうも見たんですけれども、議決にはならずとも条例を可決してい
ただければ、欠損した場合には、議決として出すのではなくて、繰越計算書みたいな、議会
のほうへ報告という形で、基本的には総務課のほうでまとめて、例えば水道料金については
何件、幾ら、こういうふうな事例がありましたというふうな形で、繰越計算書と同じような
形での報告を他市のほうではやっておりますので、本市のほうでもそのような予定をしてお
ります。

それから、あと、公債権の中の非強制徴収の中の生活保護費の返還金、ここはこれまでも
私たち、実は10回ぐらい会議をやったんですけれども、この取り扱いが一番難しく、生活
保護費は、ご存じのように、75%が国費と県費が入っています。ですので、返還のこちらの
ほうの欠損につきましてもどのような対処をするのかということで、この案件につきまして
は、欠損をするには権利の放棄というふうな議決事項で処理する方法もございます。ですの
で、グループとしますと、この非徴収の場合には扱いが異なりますので、こちらの処理につ
いてはそのような形、議決事項という形で仮に欠損をする場合、当然、国費のほうの返還と
かそういうものがちょっと出てきますので、そのような形を考えています。

あと、民法の関係に依存する分なんですけど、125ページのほうをお開きください。

この図面が一番わかりやすいかと思うんですけれども、太枠の上から2番目のところに遅
延損害金、民法というふうになっております。今、民法の中で遅延損害金というのが5%取
ることができるようになっております。ただ、先ほど言いましたように、静岡県内の中でも約
半分ぐらいがこの債権管理条例的なところを、いろんな形でつくっているんですけれども、
つくっているんですが、当面、県内ではまだこの遅延損害金を取っているところは、今のと
ころはないです。

ですので、市としては当面は、まず遅延損害金については対処せずに、少し動向を見たい

というところが正直なところですが。他市でも条例はつくったんですけれども、やはり滞納がちょっととまらないとか、いろいろな問題がある中で遅延損害金を規則のほうで定めることもできますので、そういうところもございました。ただ、うちのほうで庁内の協議の中でも、いきなりそういうものというものではなくて、まずは市のほうがきちんと督促、それから催告、こういうものをきちんとやっけていこうというところから始めたいと思っております。ですので、ここには載っておりますけれども、この民法を適用するしないは、今のところはしないでいきたいと思っております。

それから、あともう一つ民法が適用になりますのは、先ほどの時効のところ、物によって1年から10年とございます。また、委員会もしくは、ちょっと委員会でご用意できないほかに委員会のほうにも一覧表のほうはまた配らせていただきますが、この改正民法、平成32年、一応32年4月と言われてはいますが、そのときには時効は一律、民法のほうには5年になるようです。それから、遅延損害金のほうも5%から3%になるというふうに法律のほうは改正されておりますので、その辺に準じた形になろうかと思えます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○総務課長（井上 均君） すみません。14条は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるところによるということで、規則を定めるということで、各種様式とか、具体的には126ページの水道料金の私債権管理フローがあると思うんですけれども、この中の図に描いてあります真ん中から上側のところの一番右側に、1年を超えない期間とか、履行期限から20日以内とか、この辺を規則のほうで定めていきます、こういう細かいところの日にかとか、督促をいつまでに送らなきゃならないとか、それとかそういう様式、それを規則で定めるところが今の14条になります。よろしくお願ひします。

○議長（竹内清二君） 13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ここに当然出てないわけですが、学校給食のうちの公会計化ということが課題になっているかと思いますが、そうしますと当然この私債権の中に出てくる。その実態とは現場の職員がそれで納得するか、知りませんが、学校の先生が、ふだんおつき合っているお子さん、あるいはその父兄からという形のものであったものがどのような形態になるのか、一定のその徴収については配慮が必要ではないかとかの思いがするんですけれども、まだ先のことで、統計とれないよと言われればそれで結構ですが、公会計化について申し上げることの関連はどのようにしているのか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 足りませんでしたら学校教育課長が説明しますが、今、私会計と
いいまして、現在、給食費の請求については、学校から保護者のほうに行っており、保護者
のほうでP T Aを通じて口座振替とか個別に、P T Aさんが徴収したりというふうな状態を、
今度は学校さんを抜きで市の教育委員会と保護者とでやりとりを行います。ですので、今度
は補正予算でちょっと出ると思うんですけども、共同調理場のほうとのシステムもまた結
んだりいたしますけれども、その中で給食費の請求を市の教育委員会が行い、保護者のほう
は給食費の支払いは、口座振替、それから納付書、こちらのほうでお願いするようになります。

なお、これからやはり滞納等のこともございますので、今、給食については児童手当の振
込口座をできるだけお願いするような形で、滞納はできるだけないように図っていくという
形で今P T Aのほうの説明も今、各学校のほうでやっていただいているところでございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

9番、伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 第12条で免除、13条で放棄となっておりますが、免除と放棄で分けた理
由、放棄なら放棄で、つまり免除という制度をとらなくてもいいし、免除するんなら放棄に
該当するのであれば免除でもいいんじゃないか思うんですけども、なぜ免除と放棄という2
つのものをつくったかということと、放棄のほうは議会報告にしているわけでしょう、債権
をなくすから。ところが免除のほうには議会報告がないんですよ。もう取らないよと、おま
え勘弁してやるよと言ったら、その議会報告をしないと、で、放棄だったら議会報告となる。
この免除と放棄がどのように概念が違うのか教えてください。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 139ページをお願いいたします。

今、伊藤議員がおっしゃられた、まず、第12条のほうの免除のほうの説明でございますが、
先ほど地方自治法施行令のほうを引用するというふうにご説明を申し上げました。この免除
の第12条については、趣旨のところにありますけれども、債務者の無資力等により履行延期
の特約をした市の私債権の免除について定めるものであり、自治法施行令171条の7の確認
規定というふうの規定してございます。こちらは地方自治法に基づいた形での免除になりま
す。ただ、ここを見ていただきますと、解釈の1のところを見ていただきますと、履行延期
の特約をした私債権について、この履行期間10年を経過した後において、なお債務者の無

資力またはそれに近い状態にあり、かつ弁済することができる見込みがないと認められるときはということで、非常にこれは厳しい規定になっております。

で、他市のほうにもこれを大体入れてあるんですけども、この免除の規定で欠損処理をしたことがありますかという、ほとんどないようです。なかなかこの私債権の場合には調査権がないものですから、ここまで調べられないというのが正直なところで、ただ、これは自治法の中で、議会の議決を要しないというふうな扱いになっていますので、その取り扱いにさせていただいたと。ただ、13条につきましては、これは一般的なものなんですけれども、市独自のものなので、こちらは議会への報告が必要という形に仕分けをさせていただいたところでは。

なお、これから、そうは言いますが、10年以上の免除で調査をしなければならないというのがありますので、当然、市の税務課のほうのデータ等を、税務情報というのは使えません。当然使えません。ですので、今、税務課のほうには各種資料があります。企業ジャーナルといたしまして、どこどこが倒産したとか、こういう資料とか、それから、裁判所のほうから債権届け出の催告書とか、こういうものが今、税務課のほうに回ってきます。これは共有できる資料ですので、こういうものを活用していきながら12条及び13条のほうの対処はしていくんですけども、12条は、先ほど申しましたように、非常に規定が厳しいものですので、なおかつ自治法施行令に基づいているということで、こちらは議会の議決は要しないというかたちになっておりますので、そのようにお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 9番、伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 12条について議会の議決を要しないということはわかりました。

実務的にこの12条と13条というのはどういう仕分けをするんですか。こういう文章を読んだだけじゃよくわからないんですけども、あえて自治法にある12条のほかに放棄というのを、ほかのところの例ではあったんでしょうけれども、市としてはどういう仕分けというか、どういうルールで免除と仕分けを分けていくんですか。何か具体的な例でもあれば教えてもらいたいんです。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 済みません。まだやってないんで、これからあと3カ月で……。

〔発言する者あり〕

○総務課長（井上 均君） あ、つくった趣旨ですね、ですので、まず地方自治法施行令のほうを使えるものは全部使いましょうと、それから施行令で整理できない、やっぱり少し市の

ほうである程度対応しなきゃならないというのが13条です。ですので、この13条は議会のほうへの報告をさせていただく。で、13条についてはどういうものをというのをここに明記したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 9番、伊藤英雄君。3回目です。

○9番（伊藤英雄君） よくわかったようでわからない説明なんですけれども、新しい条例なんで多分説明する側も同じような状況なんだろうという推測で終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第64号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後 3時36分散会